

令和 7 年度 老朽管更新事業

初声町和田地内配水管布設替工事
(第 2 期・B 線一 4)

工 事 設 計 書

令和 07 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当初)	
設 計 書 番 号	年度 07
事 業 所 名	三浦市
(工 事 ・ 業 務) 名	令和7年度 老朽管更新事業 初声町和田地内配水管布設替工事 (第2期・B線-4)
(工 事 ・ 業 務) 箇所	三浦市初声町和田地内
(河川・路線・区域)名	
単 価 採 用 地 区 名	横須賀
事 業 区 分	
工 期	
設 計 金 額	(円)
	円
設 計 概 要	配水管布設替工事 PEP φ 200 L=109.1m 路面本復旧工事 アスファルト舗装工 (歩道切下部) t= 5cm A= 18m ²
(起 工 ・ 変 更) 理由	本工事は、昭和47年に布設された老朽管SP φ 200mmを、耐震管であるPEP φ 200mmに布設替するものです。

令和 07 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)						
<支出科目>						
款	資本的支出					
項	建設改良費					
目	老朽管更新事業					
目の細目						
節	工事請負費					
<合併区分情報>						
合併処理設定	しない					
	区 分 1					
	区 分 2					
	区 分 3					
	区 分 4					
	区 分 5					
	区 分 6					
	区 分 7					
	区 分 8					
	区 分 9					
<全体金額情報>						
	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1) 前回変更請負額(b2)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
本工事費						
工事価格						
消費税等相当額						

令和 07 年度 積 算 諸 条 件 調 書 (当初)

経費等情報	主たる工種	開削工事及び小口径推進工事等		
	施工地域・工事場所区分	一般交通影響有(2)		
	現場環境改善費計上区分	計上しない		
	緊急工事による補正			
	前払金支出割合	35%を超える場合		
	契約保証の方法	金銭的保証		
	間接工事費率補正(上記「施工地域・工事場所区分」、「契約保証」以外で補正がある場合)			
	共通仮設費率補正	0.00%		
	現場管理費率補正	0.00%		
	一般管理費率補正	0.00%		
	間接労務費・工場管理費計上区分			
	水道工事積算基準書 適用年版	令和07年度 適用		
	土木工事資材等単価表 適用年版	令和7年10月1日基準		
	週休割増補正区分	月単位<現場閉所>		
	配管工労務費補正区分	補正する (4.00%)		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
	交通誘導員(B) 昼間勤務 交代要員無	40	人	
	水替工(ポンプ)	1	日	

(その他情報欄)

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費							
配水管工事				式			
			1				
配水管工事				式			
			1				
配水管布設替工事				式			第 0001 号 内訳書
			1				
路面本復旧工事				式			第 0002 号 内訳書
			1				
仮設工				式			第 0003 号 内訳書
			1				
直接工事費計				式			
			1				
共通仮設費計				式			
			1				
共通仮設費（率分）				式			【千円止】
			1				
純工事費				式			
			1				
現場管理費				式			【千円止】
			1				
工事原価				式			
			1				
一般管理費等				式			
			1				

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
工事価格							
			1	式			【万円止】
消費税及び地方消費税相当額							
			1	式			10.00%
本工事費計							
			1	式			

第0001号 内訳書
配水管布設替工事

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 土工事 (配水管)		式			第0001号下内
	1				
(AMA0020) 配管工事 (配水管)		式			第0002号下内
	1				
(AMA0030) 材料費 (配水管)		式			第0003号下内
	1				
合 計					

第0002号 内訳書
路面本復旧工事

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0070) アスファルト舗装工		式			第0004号下内
	1				
合 計					

第0003号 内訳書
仮設工

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0080) 交通誘導警備員		式			第0005号下内
	1				
合 計					

第0001号 下位内訳書
AMA0010 土工事（配水管）

1 式 当り
適用年版 T0710
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 試掘工	1	式			第0001号単価表
(CB430510) 舗装版切断	219	m			第0002号単価表
(Z132543710) 舗装版切断濁水処分費（東部地区） アスファルト舗装版	0.252	m3			
(Z132542700) 舗装版切断濁水運搬費 ダンプトラック 2 t 積級	1	回			
(DKM00140) 舗装版取壊し積込（小型ハックホ）	70	m2			第0003号単価表
(DKM00250) ダンプトラック（2t積）AS塊・CO塊運搬	3.5	m3			第0005号単価表
(Z132597000) 廃材処理料（東部地区） A S 殻	3.5	m3			
(CB210100) 掘削	14	m3			第0017号単価表
(CB210110) 土砂等運搬	14	m3			第0009号単価表
(Z132597040) 廃材処理料（東部地区） 路盤材（上層・下層）	14	m3			
(DKM00100) 管路土工（小型ハックホ）	49	m3			第0007号単価表
(SDKM00120) 管路埋戻（小型ハックホ） サントクッション（改良土20-0）、転圧なし	33	m3			第0018号単価表
(DKM00120) 管路埋戻（小型ハックホ）	10	m3			第0019号単価表 改良土40-0

第0001号 下位内訳書
 AMA0010 土工事（配水管）

1 式 当り
 適用年版 T0710
 （上段：前 回 下段：今 回）

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKM00120) 管路埋戻（小型バックホ）		m3			第0013号単価表
	14				
(DKM00220) ダンプトラック（2t積）運搬		m3			第0020号単価表
	49				
(UZA100000101) 発生土確認処分料（市内） 民間処分		m3			
	5.3				
(DKM00260) アスファルト舗装工（人力）		m2			第0014号単価表
	70				
(WB252310) ポンプ 運転		日			第0021号単価表
合 計					
		式			円／式
	1				

第0002号 下位内訳書
AMA0020 配管工事（配水管）

1 式 当り
適用年版 T0710
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0020) ポリエチレン管（融着接合）布設据付工 φ 200mm	109.1	m			第0024号単価表
(DKM01346) ポリエチレン管（融着接合）布設 継手工	23	箇所			第0028号単価表
(DKM01347) ポリエチレン管（メカニカル継手）布設 継	2	口			第0029号単価表
(DKM02175) ポリエチレン管切断	1	口			第0030号単価表
(SJ0030) 明示シート工	109.1	m			第0031号単価表
(DKM02155) ロケティングワイヤー	109.1	m			第0033号単価表
(SJ0040) ポリビック洗管工	1	回			第0034号単価表
(UZS257150105) ポリビック損料 φ 200	109.1	m			
(SJ0050) 新管通水手間	1	回			第0035号単価表
合 計					
	1	式			円／式

第0003号 下位内訳書
 AMA0030 材料費（配水管）

1 式 当り
 適用年版 T0710
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(UZS251030005) 管材費 E F 受口付直管 φ 200(5m) PTC K03		本			
	21				
(UZS251010005) 管材費 配水用ポリエチレン管:直管 φ 200(5m) PTC K03		本			
	1				
(UZS251310305) 管材費 E F 片受ベンド φ 200×45° PTC K13		個			
	2				
(UZS251700005) 管材費 ポリエチレン管用帽 φ 200 内外面粉体塗装		個			
	2				
合 計					
		式			円／式
	1				

第0004号 下位内訳書
AMA0070 アスファルト舗装工

1 式 当り
適用年版 T0710
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CB430510) 舗装版切断	198	m			第0002号単価表
(Z132543710) 舗装版切断濁水処分費（東部地区） アスファルト舗装版	0.228	m3			
(Z132542700) 舗装版切断濁水運搬費 ダンプトラック 2 t 積級	1	回			
(CB430310) 舗装版破碎	128	m2			第0036号単価表
(CB227010) 殻運搬	6.4	m3			第0037号単価表
(Z132597000) 廃材処理料（東部地区） A S 殻	6.4	m3			
(CB210030) 床掘り	23	m3			第0038号単価表
(CB210110) 土砂等運搬	23	m3			第0039号単価表
(Z132597040) 廃材処理料（東部地区） 路盤材（上層・下層）	23	m3			
(CB410041) 上層路盤(歩道部)	119	m2			第0040号単価表
(CB410010) 不陸整正	9.1	m2			第0041号単価表
(CB410261) 表層(歩道部)	18	m2			第0042号単価表
(CB410260) 表層(車道・路肩部)	109	m2			第0043号単価表

第0004号 下位内訳書
AMA0070 アスファルト舗装工

1 式 当り
適用年版 T0710
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
合 計					
		式			円／式
	1				

第0005号 下位内訳書
AMA0080 交通誘導警備員

1 式 当り
適用年版 T0710
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WB010212) 交通誘導警備員B		人日			第0044号単価表
					水道工事
(WB010212) 交通誘導警備員B		人日			第0044号単価表
					路面本復旧工事
合 計					
		式			円／式
	1				

第0001号 単価表
SJ0010 試験工

1 式 当り
適用年版 T0710
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CB430510) 舗装版切断	16	m			第0002号単価表
(Z132543710) 舗装版切断濁水処分費（東部地区） アスファルト舗装版	0.018	m3			
(DKM00140) 舗装版取壊し積込（小型バックホ）	4	m2			第0003号単価表
(DKM00250) ダンプトラック（2t積）AS塊・CO塊運搬	0.2	m3			第0005号単価表
(Z132597000) 廃材処理料（東部地区） A S 殻	0.2	m3			
(DKM00100) 管路土工（小型バックホ）	0.8	m3			第0007号単価表
(CB210110) 土砂等運搬	0.8	m3			第0009号単価表
(Z132597040) 廃材処理料（東部地区） 路盤材（上層・下層）	0.8	m3			
(CB210030) 床掘り	3	m3			第0010号単価表
(DKM00120) 管路埋戻（小型バックホ）	3	m3			第0011号単価表
(DKM00120) 管路埋戻（小型バックホ）	0.8	m3			第0013号単価表
(DKM00260) アスファルト舗装工（人力）	4	m2			第0014号単価表
合 計					

					整数止め切捨て 円／式
	1	式			

第0002号 単価表 機労材構成比情報
CB430510 舗装版切断

1 m 当り
適用年版 T0710

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
コンクリートカッタ〔ハキューム式(超低騒音型)〕			【損料】		M001161013
湿式 切削深20cm級 プレート径φ56cm	M001161013				
特殊作業員					R0101
	R0101				
土木一般世話役					R0125
	R0125				
普通作業員					R0102
	R0102				
コンクリートカッタ (プレート)					Z006540009
径18インチ	Z006540009				
ガソリン					Z006704001
レギュラー	Z006704001				
標準単価		積算単価			
	1 m	当り		円／m	
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 舗装版種別	1		アスファルト舗装版		
J02 アスファルト舗装版厚	1		15cm以下		
J05 費用の内訳	1		全ての費用		

第0003号 単価表
DKM00140 舗装版取壊し積込(小型バックホ)

100 m2 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役		人			
(R0102) 普通作業員		人			
(DKM00145) 小型バックホ運転		日			第0004号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		m2			円／m2
	1				
条 件 名 称					
J01 舗装厚	1	0cm越え10cm以下			
J02 バックホ機種	2	山積0.13m3〔平積0.1m3〕			
J03 バックホ規格	2	排出ガス対策型（第2次基準値）			

第0004号 単価表
DKM00145 小型バックホー運転

1 日 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0114) 運転手(特殊)		人			
(Z006702002) 軽油		L			
(M000201034) 小型バックホー(クローラ) [標準] 排出ガス対策型(第2次基準) 山積0.13m3		供用日	【損料】		(15欄)
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	日			円/日
条 件 名 称					
J01 バックホー規格	2	入 力 値			
J02 バックホー機種	2	条 件 値			
		油圧式クローラ型 山積0.13m3(平積0.1m3)			
		排出ガス対策型(第2次基準値)			

第0005号 単価表
DKM00250 ダンプトラック(2t積)AS塊・CO塊運搬

10 m3 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKM00225) ダンプトラック運転		日			第0006号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		m3			円／m3
	1				
条 件 名 称					
J01 処理対象		1	アスファルト・コンクリート（無筋）		
J02 バックホウ機種		2	山積0.13m3 [平積0.1m3]		
J03 DID区間の有無		2	有		
J07 運搬距離(0.13m3 DID有)		9	6.5km以下		
J10 土の損耗状態		1	良好		

第0006号 単価表
DKM00225 ダンプトラック運転

1 日 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0115) 運転手(一般)		人			
(Z006702002) 軽油		L			
(M000301001) タ ^ン プ ^ラ ック[オンロード・ディーゼル] 2t積級		供用日	【損料】		(1 5 欄)
(Z010020025) タイヤ損耗費 2～3t積級 良好 供用日		供用日			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		日			円／日
	1				
条 件 名 称					
J01 機種		1	2t積		
J02 タイヤの損耗状態		1	良好		

第0007号 単価表
DKM00100 管路土工(小型バックホウ)

100 m3 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役		人			
(R0102) 普通作業員		人			
(DKM00107) 小型バックホウ運転		日			第0008号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		m3			円／m3
	1				
条 件 名 称					
J01 バックホウ機種		2	山積0.13m3[平積0.1m3]		
J02 バックホウ規格		2	排出ガス対策型（第2次基準値）		

第0008号 単価表
DKM00107 小型バックホウ運転

1 日 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0114) 運転手(特殊)		人			
(Z006702002) 軽油		L			
(M000201034) 小型バックホウ(クローラ) [標準] 排出ガス対策型(第2次基準) 山積0.13m3		供用日	【損料】		(15欄)
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	日			円/日
条 件 名 称					
		入 力 値	条 件 値		
J01 バックホウ機種		2	山積0.13m3[平積0.1m3]		
J02 バックホウ規格		2	排出ガス対策型(第2次基準値)		

CB210110

適用年版 T0710

条 件 名 称	入 力 値	条 件 値
J01 土砂等発生現場	2	小規模
J02 積込機種・規格	6	ハックホ山積0.13m3(平積0.1m3)
J03 土質	1	土砂(岩塊・玉石混り土含む)
J04 DID区間の有無	2	有り
J16 運搬距離(km)(DID区間有)	9	6.5km以下

CB210030

適用年版 T0710

条 件 名 称	入 力 値	条 件 値
J01 土質	1	土砂
J02 施工方法	6	現場制約あり

第0011号 単価表
DKM00120 管路埋戻（小型バックホウ）

100 m3 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役		人			
(R0102) 普通作業員		人			
(DKM00107) 小型バックホウ運転		日			第0008号単価表
(DKM00125) タンパ運転[60～80kg]		日			第0012号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m3			円／m3
条 件 名 称					
J01 埋戻土の種類	8		現場発生土		
J02 土量(補正後実数値)			m3/100m3		
J03 バックホウ機種	2		山積0.13m3[平積0.1m3]		
J04 バックホウ規格	2		排出ガス対策型（第2次基準値）		

第0012号 単価表
DKM00125 タンパ運転[60～80kg]

1 日 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0101) 特殊作業員		人			
(Z006704001) カ°ソリン レキ°ユラー		L			
(L001180001) タンパ°及びドラム 質量 60～80kg		日	【賃料】		
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		日			円／日
	1				

第0013号 単価表
DKM00120 管路埋戻（小型バックホウ）

100 m3 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役		人			
(R0102) 普通作業員		人			
(DKM00107) 小型バックホウ運転		日			第0008号単価表
(DKM00125) タンパ運転[60～80kg]		日			第0012号単価表
(Z002122003) 再生クラッシャー RC-40	126	m3			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m3			円／m3
条 件 名 称					
J01 埋戻土の種類	5	再生クラッシャー(RC-40)			
J02 土量(補正後実数値)		m3/100m3			
J03 バックホウ機種	2	山積0.13m3[平積0.1m3]			
J04 バックホウ規格	2	排出ガス対策型（第2次基準値）			
J05 変化率L／C	1	土木工事（1.26）			

第0014号 単価表
DKM00260 アスファルト舗装工（人力）

100 m2 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役		人			[1]
(R0101) 特殊作業員		人			[1]
(R0102) 普通作業員		人			[1]
(Y001102000) -00006 再生密粒度アスファルト混合物（13） 小型車割増	12.573	t			
(DKM00265) 振動ローラ運転		日			第0015号単価表 [1]
(DKM00270) 振動コンパクタ運転		日			第0016号単価表 [1]
(ZS8000004) 諸雑費（率+まるめ） Σ [1] * 0.06	1	式			
合 計					
	1	m2			円／m2
条 件 名 称					
J01 舗装厚（実数値入力）	50		50 mm		
J02 歩車道区分	1		車道及び路肩		
J03 1層当り仕上り厚(t)	1		t ≤ 50mm		
J04 瀝青材料散布の有無	2		無		
J07 アスファルト混合物（車道及び路肩）	35		各種		
J09 締固め後密度	2		標準以外		
J10 締固め後密度（実数入力）	2.35		2.35 t/m3		

第0015号 単価表
DKM00265 振動ローラ運転

1 日 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0101) 特殊作業員		人			[1]
(Z006702002) 軽油		L			[1]
(M000804001) 振動ローラ(舗装用)〔ハッドカイト式〕 運転質量0.5～0.6t		供用日	【損料】		[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	日			円／日

第0016号 単価表
DKM00270 振動コンパクタ運転

1 日 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0101) 特殊作業員		人			[1]
(Z006704001) カッソリン レキユラー		L			[1]
(M000807001) 振動コンパクタ〔前進型〕 機械質量40～60kg		供用日	【損料】		[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	日			円／日

第0017号 単価表 機労材構成比情報
CB210100 掘削

1 m3 当り
適用年版 T0710

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
小型バックホウ(クローラ) [標準]			【損料】		M000201034
排出ガス対策型(第2次基準) 山積0.13m3	M000201034				
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 m3	当り		円/m3	
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 土質	1		土砂		
J02 施工方法	5		上記以外(小規模)		
J05 施工数量	8		小規模(標準以外)		

第0018号 単価表
 SDKM00120 管路埋戻（小型バックホウ）
 改良土20-0

100 m3 当り
 適用年版 T0710
 （上段：前回 下段：今回）

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役		人			0010
	2.5				
(R0102) 普通作業員		人			0020
	6.8				
(DKM00107) 小型バックホウ運転		日			第0008号単価表 0030
	1.538				
(ZKG1100030) -00001 改良土(1)		m3			0050
	125				
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			0060
	1				
合 計					
		m3			整数止め切捨て 円/m3
	1				

第0019号 単価表
DKM00120 管路埋戻（小型バックホウ）

100 m3 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役		人			
(R0102) 普通作業員		人			
(DKM00107) 小型バックホウ運転		日			第0008号単価表
(DKM00125) タンパ運転[60～80kg]		日			第0012号単価表
(ZKG1200020) -00002 改良土(2)		m3			
	125				
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		m3			円／m3
	1				
条 件 名 称					
J01 埋戻土の種類	7	改良土(2)			
J02 土量(補正後実数値)	125	125 m3/100m3			
J03 バックホウ機種	2	山積0.13m3[平積0.1m3]			
J04 バックホウ規格	2	排出ガス対策型（第2次基準値）			

第0020号 単価表
DKM00220 ダンプトラック(2t積)運搬

10 m3 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKM00225) ダンプトラック運転		日			第0006号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		m3			円／m3
	1				
条 件 名 称					
J01 バックホウ機種	入 力 値		条 件 値		
J02 DID区間の有無	2		山積0.13m3 [平積0.1m3]		
J06 運搬距離(0.13m3 DID有)	2		有		
J09 土の損耗状態	9		6.5km以下		
	1		良好		

第0021号 単価表
WB252310 ポンプ運転

1 日 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0101) 特殊作業員		人			[1]
(WK250400) 工事用水中ポンプ 運転		日			第0022号単価表 [1]
(WK250410) 発動発電機運転		日			第0023号単価表 [1]
(ZS8000004) 諸雑費(率+まるめ) Σ [1] * 0.05		式			
	1				
合 計					
		日			円／日
	1				
条 件 名 称					
入 力 値		条 件 値			
J01 排水量区分	1	0以上120 (m3/h) 未満			
J02 全揚程	1	10m			
I03 排水方法	1	作業時排水			

1 日 当り
適用年版 T0710

第0023号 単価表 1 日 当り
WK250410 発動発電機運転 適用年版 T0710

三浦市

第0024号 単価表
SJ0020 ポリエチレン管（融着接合）布設据付工
φ 200mm

100 m 当り
適用年版 T0710
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKM01341) ポリエチレン管（融着接合）布設 据付工		m			第0025号単価表
	100				
(DKM02158) 溶剤浸透防護スリーブ 被覆		m			第0026号単価表
	100				
(DKM01349) 管明示テープ工（ポリエチレン管）		m			第0027号単価表
	100				
合 計					
		m			整数止め切捨て 円／m
	1				

第0025号 単価表
DKM01341 ポリエチレン管（融着接合）布設 据付工

10 m 当り
適用年版 T0710

名 称		数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0136) 配管工			人			[1]
(R0102) 普通作業員			人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)			式			
	1					
合 計						
			m			円／m
	1					
条 件 名 称						
J01 呼び径		入 力 値		条 件 値		
		9		200mm		

第0026号 単価表
DKM02158 溶剤浸透防護スリーブ被覆

100 m 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0136) 配管工		人			
(R0102) 普通作業員		人			
(ZKM1001110) -00004 浸透防止スリーブ φ 200		m			
	132				
(ZKM1001040) -00003 防食テープ 0.4mm×50mm×10m		m			
	104				
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		m			円／m
	1				
条 件 名 称 入 力 値 条 件 値					
J01 呼び径		4	200mm		
J02 溶剤浸透防護スリーブ割増し		1	割増する		
J03 溶剤浸透防護スリーブ割増係数(実数)		0.1	0.1		
J04 固定具区分		2	粘着テープ		

第0027号 単価表
DKM01349 管明示テープ工（ポリエチレン管）

100 m 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0102) 普通作業員		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		m			円／m
	1				
条 件 名 称					

第0028号 単価表
DKM01346 ポリエチレン管（融着接合）布設 継手工

1 箇所 当り
適用年版 T0710

名	称	数	量	単	位	単	価	金	額	摘	要
(R0136) 配管工				人						[1]	
(R0102) 普通作業員				人						[1]	
(ZS8000004) 諸雑費(率+まるめ) Σ[1] * 0.14				式							
		1									
合	計										
				箇所						円／箇所	
		1									
条 件 名 称											
J01 呼び径		9		200mm		条 件 値					
I02 口数		2		1 口							

第0029号 単価表
DKM01347 ポリエチレン管（メカニカル継手）布設 継手工

1 口 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0136) 配管工		人			[1]
(R0102) 普通作業員		人			[1]
(ZS8000004) 諸雑費(率+まるめ) $\Sigma [1] * 0.01$	1	式			
合 計					
	1	口			円／口
条 件 名 称 入 力 値 条 件 値					
J01 呼び径 5 200mm					

第0030号 単価表
DKM02175 ポリエチレン管切断

1 口 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0136) 配管工		人			[1]
(R0102) 普通作業員		人			[1]
(ZS8000004) 諸雑費(率+まるめ) $\Sigma [1] * 0.07$	1	式			
合 計					
	1	口			円／口
条 件 名 称 入 力 値 条 件 値					
J01 呼び径 10 200mm					

第0031号 単価表
SJ0030 明示シート工

100 m 当り
適用年版 T0710
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKM01154) 管明示シート工		m			第0032号単価表
	100				
(UZS257110102) 埋設シート W=15cm×50m (シングル)		m			
	100				
合 計					
		m			整数止め切捨て 円／m
	1				

第0032号 単価表
DKM01154 管明示シート工

100 m 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0102) 普通作業員		人			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		m			円／m
	1				

第0033号 単価表
DKM02155 ロケーティングワイヤー

100 m 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(ZKM1001090) -00005 ロケーティングワイヤー φ 4.4mm		m			
	110				
(R0102) 普通作業員		人			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		m			円／m
	1				

第0034号 単価表
SJ0040 ポリピック洗管工
配管手間のみ

1 回 当り
適用年版 T0710
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0136) 配管工		人			[1]
	0.4				
(R0102) 普通作業員		人			[1]
	0.8				
(ZS8000004) 諸雑費(率+まるめ) Σ [1] * 0.2		式			
	1				
合 計					
		回			整数止め切捨て 円／回
	1				

第0035号 単価表
SJ0050 新管通水手間

1 回 当り
適用年版 T0710
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0136) 配管工		人			[1]
	0.5				
(R0102) 普通作業員		人			[1]
	0.5				
(ZS8000004) 諸雑費(率+まるめ) $\Sigma [1] * 0.2$		式			
	1				
合 計					
		回			整数止め切捨て 円／回
	1				

第0036号 単価表 機労材構成比情報
CB430310 舗装版破碎

1 m2 当り
適用年版 T0710

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
バックホウ(クローラ型)〔後方超小旋回型〕 山積0.45m3(平積0.35m3)			【賃料】		L001010012
	L001010012				
土木一般世話役					R0125
	R0125				
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
普通作業員					R0102
	R0102				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 m2		当り	円／m2	
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 舗装版種別	1		アスファルト舗装版		
J02 障害等の有無	1		無し		
J03 騒音振動対策	1		不要		
J04 舗装版厚	1		15cm以下		
J06 積込作業の有無	1		有り		
J07 費用の内訳	1		全ての費用		

第0037号 単価表 機労材構成比情報
CB227010 殻運搬

1 m3 当り
適用年版 T0710

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級			【損料】		M000301005
	MP03010050				
運転手(一般)					R0115
	R0115				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
		当り			
	1 m3			円／m3	
条 件 名 称					
J01 殻発生作業	3	舗装版破碎			
J02 積込工法区分	3	機械(騒音対策不要、厚15cm以下)			
J03 DID区間の有無	2	有り			
J08 運搬距離(km)(DID区間有)	4	6.0km以下			
J13 費用の内訳	1	全ての費用			

第0038号 単価表 機労材構成比情報
CB210030 床掘り

1 m3 当り
適用年版 T0710

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明細情報	摘 要
バックホウ(クローラ型)〔後方超小旋回型〕 山積0.45m3(平積0.35m3)			【賃料】		L001010012
	L001010012				
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 m3		当り		
条 件 名 称 入 力 値 条 件 値					
J01 土質	1	土砂			
J02 施工方法	2	平均施工幅1m以上2m未満			
J03 土留方式の種類	1	無し			
J04 障害の有無	1	無し			

第0039号 単価表 機労材構成比情報
CB210110 土砂等運搬

1 m3 当り
適用年版 T0710

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級			【損料】		M000301005
	MP03010050				
運転手(一般)					R0115
	R0115				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 m3		当り		
条 件 名 称					
J01 土砂等発生現場	入 力 値		条 件 値		
J02 積込機種・規格	1		標準		
J03 土質	3		バックホウ山積0.45m3(平積0.35m3)		
J04 DID区間の有無	1		土砂(岩塊・玉石混り土含む)		
J10 運搬距離(km)(DID区間有)	2		有り		
	7		5.5km以下		

第0040号 単価表 機労材構成比情報
CB410041 上層路盤(歩道部)

1 m2 当り
適用年版 T0710

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
小型バックホ(クロー型)[後方超小旋回型]			【損料】		M000201100
超低騒音型 排ガス型(第3次) 山積0.09m3	M000201100				
振動ロー(舗装用)[搭乗・コンバインド式]			【賃料】		L001070011
運転質量3～4t	L001070011				
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
特殊作業員					R0101
	R0101				
普通作業員					R0102
	R0102				
土木一般世話役					R0125
	R0125				
再生粒度調整碎石					Z002125003
RM-40	ZP21250021				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 m2	当り		円/m2	
条 件 名 称					
J01 全仕上り厚(実数入力)	200		200 mm		
J02 施工区分	2		2層施工		
J03 材料	3		再生粒度調整碎石 RM-40		
J04 費用の内訳	1		全ての費用		

第0041号 単価表 機労材構成比情報
CB410010 不陸整正

1 m2 当り
適用年版 T0710

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
モータクレータ〔土工用〕			【損料】		M000701021
排出ガス対策(2014年規制)プレート幅3.1m	M000701021				
ロートローラ〔マカダム〕			【賃料】		L001050002
運転質量10～12t	L001050002				
タイヤローラ〔普通型〕			【賃料】		L001060004
運転質量13～14t	L001060004				
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
普通作業員					R0102
	R0102				
特殊作業員					R0101
	R0101				
土木一般世話役					R0125
	R0125				
再生粒度調整砕石					Z002125003
RM-40	Z002122003				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
		1 m2 当り			
				円／m2	
条 件 名 称 入 力 値 条 件 値					
J01 補足材料の有無	2		有り		
J02 補足材料平均厚さ	6		28mm以上34mm未満		
J03 補足材料	9		再生粒度調整砕石 RM-40		
J04 費用の内訳	1		全ての費用		

第0042号 単価表 機労材構成比情報
CB410261 表層(歩道部)

1 m2 当り
適用年版 T0710

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
ASフィニッシュ[クローラ型]			【損料】		M001003018
舗装幅1.4～3.0m	M001003018				
振動ローラ(舗装用)[搭乗・コンパインド式]			【賃料】		L001070011
運転質量3～4t	L001070011				
普通作業員					R0102
	R0102				
特殊作業員					R0101
	R0101				
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
土木一般世話役					R0125
	R0125				
再生密粒度アスファルト混合物 (13)					Y001102000 -00006
小型車割増	ZP41010040				
アスファルト乳剤					Z004130002
PK-3 プライムコート用	Z004130002				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 m2	当り		円/m2	
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 平均幅員	3		1.4m以上		
J02 1層当平均仕上厚 50mm以下			mm		
J03 1層当平均仕上厚 50mm超70mm以下			mm		
J04 1層当平均仕上厚 70mm以下	50		50 mm		
J05 材料	22		各種(2.20以上2.30t/m3未満)		
J06 瀝青材料種類	2		プライムコート PK-3		
J07 費用の内訳	1		全ての費用		

第0043号 単価表 機労材構成比情報
CB410260 表層(車道・路肩部)

1 m2 当り
適用年版 T0710

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
アスファルトフィニッシャ			【賃料】		L001210001
[ホイール型]舗装幅1.4～3.0m	L001210001				
振動ローラ(舗装用)[搭乗・コンパインド [※] 式]			【賃料】		L001070011
運転質量3～4t	L001070011				
タイヤローラ[普通型]			【賃料】		L001060001
運転質量3～4t	L001060001				
普通作業員					R0102
	R0102				
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
特殊作業員					R0101
	R0101				
土木一般世話役					R0125
	R0125				
再生アスファルト混合物					Z004101004
再生密粒度アスコン(13)	ZP41000030				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
		1 m2 当り			
				円／m2	
条 件 名 称 入 力 値 条 件 値					
J01 平均幅員		3	1.4m以上3.0m以下		
J02 1層当平均仕上厚 50mm以下			mm		
J03 1層当平均仕上厚 50mm超70mm以下			mm		
J04 1層当平均仕上厚 70mm以下		50	50 mm		
J05 材料		11	再生密粒度アスコン(13)		
J06 瀝青材料種類		5	無し		
J07 費用の内訳		1	全ての費用		

第0044号 単価表
WB010212 交通誘導警備員B

1 人日 当り
適用年版 T0710

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0804) 交通誘導警備員B		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]		式			
	1				
合 計					
		人日			円／人日
	1				

登 録 単 価 一 覧 表

単価コード	名 称	単 位	適用年版	単 価	資源区分	管理費区分	摘 要
Y001102000 -00006	再生密粒度アスファルト混合物 (13) 小型車割増	t	T0710	13,900	資材単価	全間接費対象	県単
ZKG1100030 -00001	改良土(1)	m3	T0710	5,100	資材単価	全間接費対象	見積り
ZKG1200020 -00002	改良土(2)	m3	T0710	4,800	資材単価	全間接費対象	見積り
ZKM1001040 -00003	防食テープ 0.4mm×50mm×10m	m	T0710	41	資材単価	全間接費対象	見積り
ZKM1001090 -00005	ロケーティングワイヤー φ4.4mm	m	T0710	1,250	資材単価	全間接費対象	見積り
ZKM1001110 -00004	浸透防止スリーブ φ200	m	T0710	2,060	資材単価	全間接費対象	見積り

総 量 集 計 表 (参考) [資材単価]

[illegible]

総 量 集 計 表 (参考) [機械器具損料]

[illegible]

施工パッケージ単価分
総 量 集 計 表 (参考) [労務費]

[illegible]

施工パッケージ単価分
総 量 集 計 表 (参考) [資材単価]

三浦市

總 量 集 計 表 (参考) [機械器具損料]

三浦市

施 工 パ ッ ケ ー ジ 材 料 集 計 表

単価コード	単価名称	標準単価	材料率(%)	数量	材料分金額	条件情報
CB430510	舗装版切断			433		J01=アスファルト舗装版 / J02=15cm以下 / J05=全ての費用
CB210110	土砂等運搬			14.8		J01=小規模 / J02=バックホウ山積0.13m3(平積0.1m3) / J03=土砂(岩塊・玉石混り土含む) / J04=有り / J16=6.5km以下
CB210100	掘削			14		J01=土砂 / J02=上記以外(小規模) / J05=小規模(標準以外)
CB430310	舗装版破砕			128		J01=アスファルト舗装版 / J02=無し / J03=不要 / J04=15cm以下 / J06=有り / J07=全ての費用
CB227010	殻運搬			6.4		J01=舗装版破砕 / J02=機械(騒音対策不要、厚15cm以下) / J03=有り / J08=6.0km以下 / J13=全ての費用
CB210030	床掘り			23		J01=土砂 / J02=平均施工幅1m以上2m未満 / J03=無し / J04=無し
CB210110	土砂等運搬			23		J01=標準 / J02=バックホウ山積0.45m3(平積0.35m3) / J03=土砂(岩塊・玉石混り土含む) / J04=有り / J10=5.5km以下
CB410041	上層路盤(歩道部)			119		J01=200 mm / J02=2層施工 / J03=再生粒度調整碎石 RM-40 / J04=全ての費用
CB410010	不陸整正			9.1		J01=有り / J02=28mm以上34mm未満 / J03=再生粒度調整碎石 RM-40 / J04=全ての費用
CB410261	表層(歩道部)			18		J01=1.4m以上 / J02=mm / J03=mm / J04=50 mm / J05=各種(2.20以上2.30t/m3未満) / J06=プライムコート PK-3 / J07=全ての費用
CB410260	表層(車道・路肩部)			109		J01=1.4m以上3.0m以下 / J02=mm / J03=mm / J04=50 mm / J05=再生密粒度アスコン(13) / J06=無し / J07=全ての費用
合計						

市 獨 自 單 價 一 覽 表

[illegible]

令和7年度 老朽管更新事業 初声町和田地内配水管布設替工事（第2期・B線-4）										数量計算書		配水管布設替工事									
配水管布設替工事 設計条件																					
1) 開削箇所																					
①掘削延長1 φ200		管延長		舗装構成①		床付深①		床堀①		路盤材堀①		サンドクッション厚①		改良土厚①		碎石厚①		仮復旧厚①		床堀延長①	
As5cm, 0.13m3BH		109.15 + 0.00		As 0.05 m		0.95 m		0.70 m		0.20 m		0.55 m		0.15 m		0.20 m		0.05 m		109.15 m	
②掘削延長2 φ200		箇所数 = 7		舗装構成②		床付深②		床堀②		路盤材堀②		サンドクッション厚②		改良土厚②		碎石厚②		仮復旧厚②		床堀延長②	
As5cm, 0.13m3BH		再掘削延長 = 1.15		As 0.05 m		0.95 m		0.70 m		0.20 m		0.55 m		0.15 m		0.20 m		0.05 m		8.05 m	
① 掘削延長① 市道車道部 (As5cm, 0.13m ³ BH)								109.15 *		0.60 =		65.49 m ²									
② 再掘削面積 (As5cm, 0.13m ³ BH)								8.05 *		0.60 =		4.83 m ²									
③ 管体積				0.125 *				0.125 *		3.14 *		109.15 =		5.36 m ³							
※再掘削箇所数(掘削延長①)				= 109.15 / 15 - 1 =				6.28 ÷		7		箇所									
1. 舗装版切断				アスファルト舗装版 t=15cm以下																	
床堀延長①		本数		横方向		本数															
t=5cm以下		L= 109.15 *		2 +		0.6 *		2								= 219.50					
												219.50 ÷		219 m							
2. 舗装版切断濁水処理費				アスファルト舗装版																	
舗装版切断濁水発生量		1. 舗装版切断より																			
t=5cm以下		V= 0.023 * 0.05		* 219.50								= 0.252									
												0.252 =		0.252 m ³							
3. 舗装版切断濁水運搬費				ダンプトラック2t積級																	
2. 舗装版切断濁水処理費より		0.252 * 1.40 / 2								= 0.18											
												0.18 ÷		1 回							
4. 舗装版取壊し積込 (小型バックホウ)				As 0cm超え10cm以下 山積0.13m ³																	
①		②																			
A= 65.49 + 4.83												= 70.32									
												70.32 ÷		70 m ²							
5. ダンプトラック(2t積)As塊・Co塊運搬				As塊 山積0.13m3BH 5.2km DID区間有																	
①		②		舗装厚																	
A= (65.49 + 4.83) * 0.05												= 3.52									
												3.52 ÷		3.5 m ³							
6. 廃材処理料 (東部地区)				As殻																	
5. ダンプトラック(2積)As塊・Co塊運搬より		3.52								= 3.52											
												3.52 ÷		3.5 m ³							
7. 掘削				路盤材等 0.13m ³ BH																	
①		路盤材堀①		②		路盤材堀②															
V= 65.49 * 0.20 + 4.83 * 0.20												= 14.06									
												14.06 ÷		14 m ³							
8. 土砂等運搬				0.13m ³ BH積込 2t車 路盤材等 5.2km DID区間有																	
上記7. 管路土工より		V= 14.06								= 14.06											
												14.06 ÷		14 m ³							
9. 廃材処理料 (東部地区)				路盤材 (上層・下層)																	
上記7. 管路土工より		V= 14.06								= 14.06											
												14.06 ÷		14 m ³							
10. 管路土工 (小型バックホウ)				0.13m ³ BH																	
①		床堀①		②		床堀②															
V= 65.49 * 0.70 + 4.83 * 0.70												= 49.22									
												49.22 ÷		49 m ³							

[illegible]

令和7年度 老朽管更新事業 初声町和田地内配水管布設替工事（第2期・B線-4）														数量計算書		試掘工													
試掘工				設計条件																									
1) 開削箇所																													
掘削延長①		延長		箇所		舗装構成①		床付深①		床堀①		路盤材堀①				発生土①		砕石厚①		仮復旧厚①		床堀延長①							
As5cm, 0.13m3BH		1.00		*		4		As 0.05 m		1.00 m		0.75 m		0.20 m				0.75 m		0.20 m		0.05 m		4.00 m					
① 掘削延長① 車道標準部 (As5cm, 0.13mBH)								4.00				*				1.00				=				4.00 m ²					
1. 舗装版切断				アスファルト舗装版 t=15cm以下																									
t=5cm		延長		L=		(1.00		*		2		+		1.00		*		2)		*		4		=		16.00			
																								16.00		÷		16 m	
2. 舗装版切断濁水処理費				アスファルト舗装版																									
舗装版切断濁水発生量				1. 舗装版切断より																									
t=5cm		V=		0.023		*		0.05		*		16.00												=		0.018			
																								0.018		=		0.018 m ³	
3. 舗装版取壊し積込 (小型バックホウ)				As 0cm超え10cm以下 山積0.13m ³																									
①		A=		4.00																				=		4.00			
																								4.00		÷		4.0 m ²	
4. ダンプトラック(2t積)As塊・Co塊運搬				As塊 山積0.13m3BH 5.2km DID区間有																									
①		厚さ		A=		4.00		*		0.05														=		0.20			
																								0.20		÷		0.2 m ³	
5. 廃材処理料 (東部地区)				As殻																									
4. ダンプトラック(2積)As塊・Co塊運搬より																													
		0.20																						=		0.20			
																								0.20		÷		0.2 m ³	
6. 管路土工 (小型バックホウ)				路盤材等 0.13m ³ BH																									
①		路盤材堀①		V=		4.00		*		0.20														=		0.80			
																								0.80		÷		0.8 m ³	
7. 土砂等運搬				0.13m ³ BH積込 2t車 路盤材等 5.2km DID区間有																									
上記6. 管路土工より																													
		V=		0.80																				=		0.80			
																								0.80		÷		0.8 m ³	
8. 廃材処理料 (東部地区)				路盤材 (上層・下層)																									
上記6. 管路土工より																													
		V=		0.80																				=		0.80			
																								0.80		÷		0.8 m ³	
9. 床掘り				人力																									
①		床堀①		V=		4.00		*		0.75														=		3.00			
																								3.00		÷		3.0 m ³	
10. 管路埋戻 (小型バックホウ)				発生土 0.13m ³ BH																									
①		発生土①		V=		4.00		*		0.75														=		3.00			
																								3.00		÷		3.0 m ³	
11. 管路埋戻 (小型バックホウ)				再生砕石 0.13m ³ BH																									
①		砕石厚①		V=		4.00		*		0.20														=		0.80			
																								0.80		÷		0.8 m ³	

12. アスファルト舗装工（人力）

車道 再生密粒度(13) t=5cm

$$A = 4.00$$
$$= 4.00$$
$$4.00 \div 4.0 \text{ m}^3$$

令和7年度 老朽管更新事業 初声町和田地内配水管布設替工事（第2期・B線-4） 数量計算書				7スファルト舗装工
1) 7スファルト舗装工 車道、歩道切下部 表層：再生密粒度13mm t=5cm				
	①As舗装面積 歩道切下部 幅員1.4m以上3.0m以下			
	CAD求積 18.70		=	18.70 m ²
	②As仮舗装面積 車道部 幅員1.4m以上3.0m以下			
	CAD求積 109.73		=	109.73 m ²
2) 上層路盤工 市道車道部、歩道部（切下げ） 再生粒度調整碎石RM-40 t=200				
	③上層路盤面積 2層施工（t=200）			
	CAD求積 119.03		=	119.03 m ²
1. 舗装版切断		7スファルト舗装版 t=15cm以下		
t=5cm	歩道部 L= 1.92	車道部 + 196.49		= 198.41
			198.41 ÷	198 m
2. 舗装版切断濁水処理費		7スファルト舗装版 t=15cm以下		
t=5cm	舗装版切断濁水発生量 V1= 0.023	1. 舗装版切断より * 0.05 * 198.41		= 0.228 m ³
			0.228 ÷	0.228 m
3. 舗装版切断濁水運搬費		ダンプトラック2t積級		
	2. 舗装版切断濁水処理費より			
	0.228 * 1.40 / 2		=	0.16
			0.16 ÷	1 回
4. 舗装版破砕工		As舗装版15cm以下		
	① 18.70	② + 109.73		= 128.43
			128.43 ÷	128 m ²
5. 殻運搬		舗装版15cm以下 10t車 5.2m DID区間有		
	① (18.70 + 109.73) * 0.05	② 舗装厚		= 6.42
			6.42 ÷	6.4 m ³
6. 廃材処理料（東部地区）		As殻		
	5. 殻運搬より			
	V= 6.42		=	6.42
			6.42 ÷	6.4 m ³
9. 床掘り		路盤材等 0.45m ³ BH		
	③ 119.03	路盤厚 * 0.20		= 23.81
			23.81 ÷	23 m ³
10. 土砂等運搬		0.45m ³ BH積込 10t車 路盤材等 5.2km DID区間有		
	上記9. 床掘りより			
	V= 23.81		=	23.81
			23.81 ÷	23 m ³
11. 廃材処理料（東部地区）		路盤材（上層・下層）		
	上記9. 床掘りより			
	V= 23.81		=	23.81
			23.81 ÷	23 m ³
12. 上層路盤（歩道部）		再生粒度調整碎石 RM-40 t=20cm 2層施工		
	② 119.03			= 119.03
			119.03 ÷	119 m ²

13. 不陸整正工

補足厚3cm RM-40

歩道のみ	A =	18.70	-	① 路盤面積 9.60	=	9.10
------	-----	-------	---	----------------	---	------

$$9.10 \div 9.1 \text{ m}^2$$

14. 表層（歩道部）

再生密粒度13mm t=5cm 1.4m以上3.0m以下 フライムコート

$$A = \overset{\textcircled{1}}{18.70} = 18.70$$

$$18.70 \div 18 \text{ m}^2$$

15. 表層（車道・路肩部）

再生密粒度13mm t=5cm 1.4m以上3.0m以下

$$A = 109.73$$

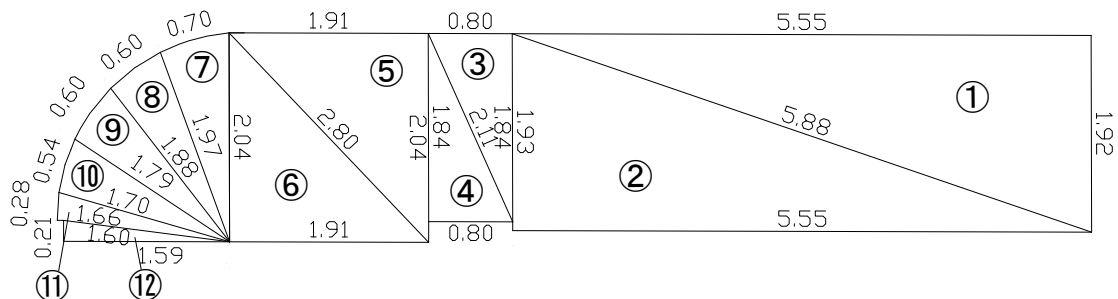
$$109.73 \div 109 \text{ m}^2$$

交通誘導員算定表

工 種	規格・寸法	単位	数量	日当り 施工量	日数	配置人員	人数
水道工事							
舗装版切断工	As	m	219	129	1.69	2	4
試験堀		箇所	4	3	1.33	2	4
配水管布設替工		m	108.8	20	5.44	3	18
洗管工		回	1	1	1	3	3
小 計							29
路面本復旧工事							
舗装版切断工	As15cm以下	m	198	203	0.97	2	2
取壊し	路盤20cm As5cm	m2	18	100	0.18	3	3
路盤工(表層工)	t=20cm	m2	119	830	0.14	3	3
アスファルト舗装工(表層工)	t=5cm	m2	127	1300	0.09	3	3
小 計							11
						合 計	40

面積計算書（ヘロンの公式）

ヘロン① アスファルト舗装



測点	a	b	c	s	面積
1	1.92	5.55	5.88	6.68	5.33
2	5.88	5.55	1.93	6.68	5.36
3	0.80	1.84	2.11	2.38	0.73
4	2.11	1.84	0.80	2.38	0.73
5	2.04	1.91	2.80	3.38	1.95
6	2.80	2.04	1.91	3.38	1.95
7	2.04	0.70	1.97	2.36	0.69
8	1.97	0.60	1.88	2.23	0.56
9	1.88	0.60	1.79	2.14	0.54
10	1.79	0.54	1.70	2.02	0.46
11	1.70	0.28	1.66	1.82	0.23
12	1.59	0.21	1.60	1.70	0.17
小計					18.70 m²

施工条件明示書

工 事 名 : 令和7年度 老朽管更新事業 初声町和田地内配水管布設替工事(第2期・B線一4)

明示項目	対象の有無	明示事項	内 容				関連特記仕様書等
工程関係	☐	1. 他工事の開始又は完了の時期による影響	影響が生じる他の工事 影響箇所 影響する内容 他工事の開始時期 令和 年 月 日 他工事の開始時期 令和 年 月 日				
	☐	2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限	制限を受ける施工内容 制限を受ける施工時期 ~ 制限を受ける施工時間 開始 時 分 から 時 分 まで 制限を受ける施工方法				
	☐	3. 関係機関等との協議の未成立	未成立協議内容 協議成立見込み時期				
	☒	4. 関係機関等との協議した結果、工程に影響を及ぼす項目と範囲	影響項目 交通管理者協議により、作業時間の制約が発生した場合は厳守すること。				
	☐	5. 余裕工期を設定した場合の工事の着手時期	全体工期 ~ 着手時期 令和 年 月 日 留意事項				
	☐	6. 地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間	地下埋設物・埋蔵文化財の種類	事前調査・移設の期間			
				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
			令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
			令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
☐	7. 設計上見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数	休日日数等以外の作業不能日数		内 容			
用地関係	☐	1. 工事用地等の未処理部分	場 所	範 囲	処理の見込み時期		
					令和 年 月 日頃		
					令和 年 月 日頃		
					令和 年 月 日頃		
	☐	2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容	復旧場所 面積等数量 復旧方法 復旧における条件				
☐	3. 工事用仮設道路・資器材置場用の民有地等の借地	使用目的 使用場所 使用範囲 使用時期 使用期間					
☐	4. 発注者が借り上げた土地の使用	使用目的 使用場所 使用範囲 使用時期 令和 年 月 日頃 使用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					

明示項目	対象の有無	明示事項	内 容				関連特記仕様書等																				
公害関係	☒	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）対策	対象となる工種 全工種 施工方法の制限 機械施設の制限 掘削機械、締固め機械、ダンプトラック 作業時間の制限 開始 時 分 から 時 分 まで																								
	☐	2. 水替え・流入防止施設	対象となる工種 使用期間 日間																								
	☒	3. 濁水、湧水等の処理対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工種</th><th>処理方法</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装版切断工</td><td>切断時の濁水処理については産業廃棄物処理の建設汚泥として処理すること。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				対象工種	処理方法	備 考	舗装版切断工	切断時の濁水処理については産業廃棄物処理の建設汚泥として処理すること。																
	対象工種	処理方法	備 考																								
	舗装版切断工	切断時の濁水処理については産業廃棄物処理の建設汚泥として処理すること。																									
☐	4. 事業損失防止関係	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象</th><th>事前・事後</th><th>調査範囲 対象件数</th><th>調査方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				調査対象	事前・事後	調査範囲 対象件数	調査方法																		
調査対象	事前・事後	調査範囲 対象件数	調査方法																								
安全対策関係	☐	1. 交通安全施設等の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>交通安全施設</th><th>工 種</th><th>設置期間</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				交通安全施設	工 種	設置期間	内 容																	
	交通安全施設	工 種	設置期間	内 容																							
	☐	2. 近接工事での施工方法、作業時間等の制限	近接する施設 施工方法の制限 作業期間の制限 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 作業時間の制限 開始 時 分 から 時 分 まで																								
	☐	3. 落石、土砂崩落等に対する防護施設	防護施設の内容																								
	☒	4. 交通誘導員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安要員種別</th><th>規制等方法</th><th>交代要員</th><th>配置時間帯</th><th>人員数・規格</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員B</td><td></td><td>無し</td><td>8:00～17:00</td><td>交通誘導員算定表参照</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td colspan="3">参考として延べ人数 40人</td></tr> </tbody> </table>				保安要員種別	規制等方法	交代要員	配置時間帯	人員数・規格	交通誘導警備員B		無し	8:00～17:00	交通誘導員算定表参照								参考として延べ人数 40人			
	保安要員種別	規制等方法	交代要員	配置時間帯	人員数・規格																						
	交通誘導警備員B		無し	8:00～17:00	交通誘導員算定表参照																						
		参考として延べ人数 40人																									
☐	5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>危険要因</th><th>工 種</th><th>危険防止対策の工法内容、設備の規格・規模</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				危険要因	工 種	危険防止対策の工法内容、設備の規格・規模																			
危険要因	工 種	危険防止対策の工法内容、設備の規格・規模																									
工事用道路関係	☐	1. 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	搬入経路 使用期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 使用時間帯 開始 時 分 から 時 分 まで																								
	☐	2. 搬入路の使用中止及び使用後の処置	区間 期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 処置内容																								
	☐	3. 仮設道路の設置	区間 安全施設の内容 安全施設の期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 工事終了後の処置 存置・撤去 維持補修内容																								

明示項目	対象の有無	明示事項	内 容	関連特記仕様書等																								
仮設備関係	☐	1. 仮設物（仮主留、足場等）の他の工事への転用もしくは兼用	【他工事へ引き渡す場合】 仮設物の内容 引き渡し時期 令和 年 月 日頃 維持管理等条件 【引き継いで使用する場合】 仮設物の内容 引き継ぎ時期 令和 年 月 日頃 確認事項 条件等																									
	☐	2. 仮設備の構造及び施工方法の指定	仮設備の構造 仮設備の施工方法																									
	☐	3. 仮設備の設計条件の指定	指定内容																									
建設副産物関係	☐	1. 残土の受入れ及び仮置き場所までの距離、保管条件	指定処分の有無 有 ・ 無 指定処分の場合の受入地 km 仮置きの有無・距離 有 ・ 無 km 仮置き場の選定条件																									
	☒	2. 建設副産物及び建設廃棄物の処理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>受入場所</th><th>運搬距離</th><th>受入条件</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>As塊</td><td>横須賀地区廃棄物処理施設（公共）</td><td>5.2km</td><td>受入先の条件による</td><td></td></tr> <tr> <td>Co塊</td><td>横須賀地区廃棄物処理施設（公共）</td><td>5.2km</td><td>受入先の条件による</td><td></td></tr> <tr> <td>路盤材</td><td>横須賀地区廃棄物処理施設（公共）</td><td>5.2km</td><td>受入先の条件による</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	受入場所	運搬距離	受入条件	備考	As塊	横須賀地区廃棄物処理施設（公共）	5.2km	受入先の条件による		Co塊	横須賀地区廃棄物処理施設（公共）	5.2km	受入先の条件による		路盤材	横須賀地区廃棄物処理施設（公共）	5.2km	受入先の条件による						
名称	受入場所	運搬距離	受入条件	備考																								
As塊	横須賀地区廃棄物処理施設（公共）	5.2km	受入先の条件による																									
Co塊	横須賀地区廃棄物処理施設（公共）	5.2km	受入先の条件による																									
路盤材	横須賀地区廃棄物処理施設（公共）	5.2km	受入先の条件による																									
工事支障物件等	☐	1. 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支障物件</th><th>占用者</th><th>移設・撤去・防護の時期</th><th>移設・撤去・防護の期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	支障物件	占用者	移設・撤去・防護の時期	移設・撤去・防護の期間																					
	支障物件	占用者	移設・撤去・防護の時期	移設・撤去・防護の期間																								
☐	2. 地上、地下等の占用物件工事との重複施工	占用物件工事の有無 有 ・ 無 占用者 工事期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日																										
薬液注入関係	☐	1. 薬液注入工法の施工	工法区分 材料種類 施工範囲 孔数量 注入量																									
	☐	2. 周辺環境への調査																										
その他	☐	1. 工事用資機材の保管及び仮置き	工事用資機材名称 保管・仮置き場所 保管・仮置き期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日																									

明示項目	対象の有無	明示事項	内 容					関連特記仕様書等	
	☐	2. 工事現場発生品	現場発生品	再利用の有無	数量	引渡し場所	運搬距離		
	☐	3. 支給材料及び貸与品	支給・貸与品名称 数量・品質 規格又は性能 引渡し期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 支給・貸与品名称 数量・品質 規格又は性能 引渡し期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 支給・貸与品名称 数量・品質 規格又は性能 引渡し期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 支給・貸与品名称 数量・品質 規格又は性能 引渡し期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日						
☐	4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等								
☐	5. 架設工法の指定	施工方法							
☐	6. 工事用電力等の指定								
☐	7. 新技術・新工法・特許工法の指定	工法名称 内容							
☐	8. 部分使用	使用箇所 使用時期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日							
☐	9. 給水の必要	取水箇所 方法等							
☐									

※上記以外に条件明示が必要な場合は、追加して条件を明示すること。

水道工事共通仕様書

令和7年7月

三 浦 市 上 下 水 道 部

目 次

一般事項	1
1. 適用範囲	1
2. 仕様書及び設計図書に関する疑義	1
3. 適用諸基準	1
4. 施工計画書	1
5. 施工体制台帳	1
6. 土木請負工事における安全訓練計画	2
7. 工事に関する留意事項	2
8. 工事周知	2
9. 工事写真	3
10. コリンズの登録について	4
11. 建設業退職金共済制度への加入	4
12. 道路使用	4
13. 土地利用	4
14. 区域保全	4
15. 境界点、基準点	5
16. 安全施設	5
17. 費用負担	5
18. ごみステーション	5
19. 他企業者による地下埋設物	5
20. 地盤変動	5
21. 残土処分	6
22. 建設廃材処理	6
23. 施工管理	6
24. 請負者相互の協力	6
25. 管割	6
26. 継手接合	6
27. 水圧試験	7
28. 洗管	7
29. 水質検査	7
30. 断水が伴う作業	7
31. 給水管の接続替	7
32. 接続工事	8
33. 提出書類	8
特記仕様書	
公共建設発生土処分に係る「指定処分A」（指定受入地搬入）特記仕様書	10
建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書	12
「工事実績情報システム」の登録に係る特記仕様書	18
継手接合に係る特記仕様書	19
接続工事に係る特記仕様書	21
舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書	23

「水道工事における安全・訓練等の実施」に係る特記仕様書	24
排出ガス対策型建設機械の使用について	26
工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書	27
週休２日制確保工事（土木工事）に関する特記仕様書	29
概算数量設計についての特記仕様書	30
本工事における特別事項	31

一 般 事 項

1. 適用範囲

本共通仕様書は、三浦市上下水道部発注工事について定めるものであり、施工についてはこの共通仕様書によるもののほか水道工事標準仕様書（日本水道協会発行）、土木工事共通仕様書（R6年11月）（神奈川県発行）、土木工事施工管理基準（R4. 4月）（神奈川県発行）によるものとする。

2. 仕様書及び設計図書に関する疑義（設計図書の照査）

（１）仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、監督職員と協議して決定するものとする。

また、上記内容に該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を工事打合簿により提出し、確認を求めること

（２）仕様書に規定しているもので図示していない事項または、図示しているが仕様書に規定していない事項は、仕様書、設計書の双方に記載されている場合と同様の取扱いをするものとする。

3. 適用諸基準

請負者が本工事を施工するにあたり、関連する法令、条例、規則等を厳守すること。また、工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定された物を除き日本工業規格「J I S」、日本水道協会規格「J W W A」、日本農林規格「J A S」等に適合すること。

4. 施工計画書

請負者は、工事前に神奈川県共通仕様書に記載されている項目ごとに施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。（神奈川県共通仕様書1-1-1-4参照）

5. 施工体制台帳

施工計画書には、「施工体制台帳」「施工体系図」を下記により添付すること。

（１）工事を施工するために下請負契約を締結する全ての工事を対象とし、国土交通省令に従って記載した施工体系台帳を作成し、現場に備えるとともに、施工計画書（3. 現場組織表）に添付する。

（２）下請契約がない場合においても、下請負業者編成表の一次下請負業者欄に「なし」と記載し必ず提出すること。

（３）請負人は、上記（１）、（２）に従い、各下請負業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を工事現場の見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。

6. 土木請負工事における安全訓練計画

(1) 安全訓練等の実施

請負人は、本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練について、工事着手後、原則として作業
者全員の参加により月半日以上の時間を割り当て、次の項目から実施内容を選択し、安全訓練等
を実施しなければならない。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 本工事内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

(2) 安全訓練等に関する施工計画書の作成

請負人は、施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全訓練等の具体的な計
画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(3) 安全訓練等の実施状況の報告

請負人は、安全訓練等の実施状況を写真等及び活動記録簿を整理し、監督職員に報告しなければ
ならない。

7. 工事に関する留意事項

(1) 危険防止

工事にあたっては関係諸法規を遵守すると共に危険防止には特に注意しなければならない。

(2) 公害防止

工事着手に先立ち騒音規制及び神奈川県生活環境の保全に関する条例の所期の目的を遵守するよ
う努めることとする。

(3) 夜間作業

夜間作業を行う場合は事前に監督職員の承諾を得るものとする。

8. 工事周知

請負者は、周辺住民に与える建設公害等を極力軽減するよう配慮した上で、資機材・建設発生土
等の運搬経路・資材の仮置き場・工事区域を区分する保安施設等の設置箇所・工事期間・施工方法
等について十分に検討を行い、周辺住民に周知を図るものとする。

(1) 工事お知らせ看板

請負者は、本工事施工計画が確定した日において、工事を予告する旨の「工事お知らせ板」を、
工事箇所を中心とした複数箇所に安全な方法によって掲示すること。「工事お知らせ板」には、工
事内容（水道工事等）・工事期間（実際の施工期間）・施工時間・交通規制の方法（片側交互通行
等）・施工業者名・発注者名（三浦市上下水道部給水課）・その他必要事項を明示し、工事範囲を
越えて地域住民に対し周知する義務を負う。また、「工事お知らせ板」の内容については、監督職
員に確認の上掲示するものとする。

(2) 路上工事看板（工事中標示板）

請負者は、工事現場の見易い場所に、国土交通省が定める（国道利第 37 号・国道国防第 205 号「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」）路上工事看板（工事中標示板）を設置しなければならない。その内容には、挨拶文、工事目的、工事期間（実際の施工期間）、作業時間帯、工事種別、発注者名・連絡先、請負者名・連絡先、市章等を表記すること。

また、標示内容については監督職員と協議すること。

●路上工事看板内容表示例

工事種別	工事内容
水道管新設工事	水道管の新設を行っています
水道管取替工事	古くなった水道管を地震に強い管に取替えています
水道管修繕工事	水道管の修理を行っています
路面復旧工事	水道管埋設後の復旧を行っています
緊急工事	緊急で水道管の水漏れを直しています

(3) 迂回表示

工事施工に伴い通行止め等地域住民に不便を生じさせることがあるときは、歩行者の安全を確保する旨、また通行する車両に対しては、迂回路等を指示する旨の看板を、安全な方法で設置し周知する義務を負う。

(4) 工事お知らせビラ

○工事着手前

請負者は、工事を開始する以前に、工事名・工事内容・工事場所（案内図）・実際の施工期間・施工時間・施工方法・安全対策・連絡先・必要であれば迂回路等の案内・その他必要事項を明記した「水道工事のお知らせ」のビラを作成して監督職員へ打合せ簿にて提出する。監督職員確認後に近隣自治会及び工事区域内の各戸に配布するとともに地域関係住民に理解と協力を得られるよう努める。

(5) 工事の説明

工事沿線の住民に対しては、上記「お知らせ」の配布の他、工事着手前に個別に工事についての概要説明を行い、工事への理解と協力を得られるよう努めること。その際、施工時間、予測される振動・騒音、安全対策についても十分説明を行い、住民の要望に関しては、工事に支障がない範囲で出来る限り応じること。なお、請負者の判断で対応できない要望等については、速やかに監督職員に報告しその対応について協議すること。また、工事前日または当日には、施工箇所沿線住民に対し、必ず再度、工事实施の周知を図ること。

9. 工事写真

工事写真は、別紙「工事記録写真撮影要領」を熟読し、撮影箇所が鮮明に見えるように撮影すること。

撮り忘れに際しては、再度掘削し撮影を指示することがある。

10. コリンズの登録について

請負者は、工事实績情報システム（CORINS）に登録すること。

詳細は、別紙「工事实績情報システム」の登録に係る特記仕様書を参照のこと。

11. 建設業退職金共済制度への加入

- (1) 請負者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入するとともに、その建退共制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 請負者は、当初工事請負契約金額が500万円以上の場合は、建退共の発注者用掛金収納書を貼付した「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」（第2号様式）を施工計画書に添付すること。また、「建設業退職金共済関係提出書」（第1号様式）、及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」（第3号様式）を工事完成時に監督員へ提出すること。ただし、この制度に代わる退職金共済等に加入している場合や、対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」（第4号様式）を工事請負契約締結後1ヵ月以内に監督員に提出すること。
- (3) 請負者は、下請負契約を締結する際、当該下請負者に対してこの制度の趣旨説明を行い、掛金相当額を請負代金中に算入するか、共済証紙の現物交付をすることにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (4) 請負者は、下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、建退共加入手続き及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受託するよう努めること。
- (5) 請負者は、工事現場に建退共制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。
- (6) 正当な理由がなく建退共に加入せず、または、証紙の購入もしくは貼付が不十分な場合、工事成績評価において考慮されることとなる。

12. 道路使用

本工事は、道路を使用するため警察との協議が必要となる。そのため、受注後に速やかに道路使用計画を立案のうえ道路使用許可申請書（平面図、安全施設設置図、施工方法説明書類等を添付）の作成を行い、監督職員の確認を受けた上で申請を行うこと。

13. 用地利用

請負者は、本工事にあたり、公道、公共用地及び民有地等を利用して工事を行う場合は、関係法令を遵守し必要な手続きを施した上で、各所有者及び管理者の承諾を得なければならない。

また、上記の用地を利用した場合、工事完了後に請負者が責任を持って原形に復旧すること。

14. 区域保全

請負者は、工事施工にあたって、地上及び地下の既設構造物、近接家屋等に影響を及ぼさないよう事前に調査を行い、必要な措置を施さなければならない。

15. 境界点、基準点

請負者は、工事を施工する範囲及び工事により影響を受ける範囲における境界点、公共基準点等について調査、管理を行い、トラブルが発生しないようにしなければならない。

また、国、県、本市土木課等が管理する境界点、基準点等の確認保護、復元方法については各管理者、及び、発注者の指示に従うこと。

16. 安全施設

請負者は、本工事の施工に際し、交通に支障を及ぼすことのないよう所定の安全施設を設置し、車両及び歩行者の安全に十分配慮しなければならない。また、周辺に対する(あらゆる)悪影響防止のための仮設備を設置しなければならない。

17. 費用負担

次の費用は請負者の負担とする。

- (1) 工事施工により付近構造物、その他に損害を与えた場合に要する費用。
- (2) 工事の施工による踏み荒らしに要する費用。
- (3) 工事材料等の運搬により道路等が破損した場合の原形復旧に要する費用。
- (4) 地下埋設物位置の確認に要する費用。
- (5) 架空線等防護に要する費用。
- (6) 工事施工にあたり、必要申請等に要する費用。
- (7) 工事成果物共用開始にむけて要する費用。

18. ごみステーション

ごみ収集箇所において、交通規制を伴う工事を行うときは、事前に本市廃棄物対策課(TEL046-882-1111 内線291)と調整し必要な措置をとらなければならない。

19. 他企業者による地下埋設物

施工区域の架空線、地下埋設物等(東京ガス管、N T T管、東京電力管、三浦市の下水道管等)について、調査結果を監督員に報告すること。また、事前にその管理者と協議し請負業者の負担により必要な措置をとり行わなければならない。管理者との事前協議は、監督職員の指示により行うこと。

20. 地盤変動

請負者は、施工中、常に地盤変動に注意し、異常を発見した場合は、直ちに工事を中止し、応急措置を講ずるとともに、監督職員に報告しなければならない。

21. 残土処分

~~本工事の残土処分は、主量・土質等により次の処分先(再利用)がある。~~

~~1) 残土量100m³以下の工事は確認処分とする。~~

~~2) 残土量100m³以上の工事はUCR(久里浜港)受入地への指定処分Aとする。~~

~~詳細については、別紙「公共建設発生土処分に係る「指定処分A」(指定受入地搬入)特記仕様書」を参照のこと。~~

3) 本工事は、発生する残土を改良土にして埋め戻し材料として使用する。

22. 建設廃材処理

建設廃材(As塊・Co塊等)は、「建設廃材の処理及び再生材に関する事務要領」等に基づき再利用促進のため、県指定の再生利用工場へ搬入し処分しなければならない。

水道廃材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守し適正な処分をすること。

建設副産物適正処理要綱を遵守するとともに、提出を要する書類については様式に必要事項を漏れなく記載し提出すること。

詳細については、別紙「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」を参照のこと。

23. 施工管理

本工事の施工管理の方法、品質及び出来形の規定値は、水道工事標準仕様書(日本水道協会発行)及び神奈川県土木工事施工管理基準(神奈川県発行)によるものとし、監督職員の指示に従い施工管理を行うものとする。

24. 請負者相互の協力

請負者は、隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施行しなければならない。また、関連のある電力、通信等の工事及び地方公共団体が施行する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

25. 管割り

本工事において、請負者は設計計画図及び試掘工の結果を基にした管割・芯出しを行い、監督職員へ照査報告を提出すること。請負者は監督職員の確認を受けた管割に基づいた管割図を作成し、監督職員の承諾を得て工事を開始するものとする。

26. 継手接合

請負者は、継手接合に当たっては、設計図書、水道工事標準仕様書(日本水道協会)、日本ダクタイル鋳鉄管接合要領書、配水用ポリエチレン管協会施工要領書又は水道配水用ポリエチレン管協会EF接合要領書によるもののほか、別紙「継手接合に係る特記仕様書」によるものとする。

27. 水圧試験

送・配水管布設終了後、また、給水等接続替後、継手等の水密性を確認するため、監督員の指示する水圧（原則として0.74Mpa・30分[送・配水管]、1.72Mpa・2分[給水管]まで加圧し、保持・確認）試験を施すものとする。

また、配水用ポリエチレン管については、0.75Mpa・5分 → 0.50Mpa・1時間の水圧試験を実施するものとする。

28. 洗管

水圧試験終了後、給水の各戸穿孔を行った後、ポリピッグ工法により管内洗浄を行うものとする。使用するポリピッグはデュラフォームとスワブとし、大きさは新設管と同径以上のものとする。走行回数については原則1回とするが、規定回数後であっても異物等、水の汚れが確認される場合は、監督員の指示により走行回数を増やさなければならない。

29. 水質検査

各戸の給水管の接続替、または既設管との通水連絡に先立ち、監督員の立会い検査により水質測定を受けること。

30. 断水が伴う作業

○断水工事

管工事に伴い発生する断水行為については、あらかじめ（原則一週間前）計画を立て、断水時間内に通水作業が確実に完了するよう監督員と協議を行い、工程・作業手順等を決定すること。

○断水周知

請負者は、工事進捗に伴い断水する日程を一週間前までに監督員と調整し、三浦市上下水道部様式による「断水ビラ」を作成して監督員に提出する。断水日が決定したら、その数日前までに監督員より指示された断水区域内の各戸に確実に配布すること。また、断水区域以外で赤水等が予想される場合も、監督員の指示により三浦市上下水道部様式による「お知らせビラ」を対象区域内の各戸に配布すること。

31. 給水管の接続替

- （1）請負者は「給水装置工事設計施行基準（三浦市上下水道部）」及び「給水装置工事取扱要領（三浦市上下水道部）」に基づき施工する義務を負う。
- （2）請負者は“給水装置”は“個人の財産である”との認識を持ち、接続替を行うにあたっては細心の注意を払い施工する義務を負う。
- （3）請負者は給水管接続替の施工にあたり、次に挙げることを行う義務を負う。

・接続替施工前

公道内において接続替を行う場合は、必ず使用者に対し断水する旨の連絡・かかる時間等を事前に説明し承諾を得ること。該当者が不在等により承諾が得られないときには接続替を行ってはならない。

私道内において接続替を行う場合は、公道内と同様の措置を講ずることのほか、（私道）土地所有者に対し接続替等の説明を行い、承諾を得た後施工すること。承諾を得られないときには接続替を行ってはならない。

私有地において接続替を行う場合は、土地所有者に対し接続替の説明を行い、掘削等について承諾を得た後施工すること。

・接続替施工後

接続に際し漏水の有無を確認し、漏水があった場合は、所有者もしくは使用者に対しその旨を伝えること。また必要に応じ三浦市上下水道部にて修理を行う。その際は所有者もしくは使用者に説明のうえ承諾を得た後施工すること。

接続替に伴い利用した土地については、土地所有者及び管理者に確認のうえ、請負者が責任を持って原則として原形復旧をすること。

32. 接続工事

既設管との接続工事にあたっては、水道工事標準仕様書（日本水道協会）によるもののほか、別紙「接続工事に係る特記仕様書」によるものとする。

33. 提出書類

・竣工図書

（１）出来形管理

出来形数量調書、出来形管理図、その他

注）土木工事施工管理基準（神奈川県発行）及び水道工事標準仕様書（日本水道協会発行）に準じて管理を行うこと。

（２）品質管理

品質管理、品質証明、各種検査・試験結果、継手接合管理、その他

注）土木工事施工管理基準（神奈川県発行）及び水道工事標準仕様書（日本水道協会発行）に準じて管理すること。

（３）竣工図

配水管布設（替）平面図、断面図、配管図、給水管接続替平面図。

竣工図CADデータ提出（CD-RW等）

（４）給水管接続替工事施工図（半サイ図等）（給水装置工事設計施工基準P16参照）

（５）工程管理

実施工程表、履行報告書、週間工程表、施工内容報告書、週休2日制報告書

（６）安全管理

警備日誌伝票

（７）建設廃棄物処理報告

廃棄物処理報告書、廃棄物管理票（マニフェスト）の集計表、再生資源利用計画及び実施書（COBRIS）データ。

(8) 納品書綴り

納品伝票集計表、納品伝票の写し

(9) その他

工事打合せ簿、確認・立会願、測量成果品、建設業退職金関係書類、その他。（監督職員の指示するもの）

・工事写真

（上下水道部用1部、道路管理者提出用2部）〔A4チューブファイル〕
注）各項目に出来形数量を必ず記入すること。

以上の提出書類を整理し、提出すること。

公共建設発生土処分に係る「指定処分A（指定受入地搬入）」特記仕様書

本仕様書は、工事にともない発生する建設発生土の処分に際し、発注時に処分先（公共建設発生土処分場、工事間流用等）を指定する工事に適用する。

1. 受入場所

- ・ 処分場等の名所：横須賀市久里浜港受入地（UCR）
- ・ 場所：横須賀市久里浜8丁目2567番62 久里浜港内

2. 受入条件

- ・ 搬入不可日：原則として、主曜日・日曜日・祝祭日・旧盆・年末年始及び雨天日とする。
- ・ 搬入時間：原則8：00～17：00
- ・ 搬入車両：2t、3t、4t、10t
- ・ 主質条件：第1種～第3種建設発生土（改良土及び第4種建設発生土・泥土は受入不可。）
最大粒径100mm以下の土砂であること。
- ・ 搬入経路：一部通行禁止の区間あり（別紙1 UCR横須賀市久里浜港受入地案内図に記載）
- ・ 受入費：ほぐし土量 1.0m³当たり 5,000円（税別）
- ・ UCR基本料金：10,000円/件当たり（税別）

1台当り換算

車種	積載土量（ほぐし）	備考
2t車	1.111m ³	土砂の単位体積重量は、 1.8t/m ³ として計算。
3t車	1.666m ³	
4t車	2.222m ³	
10t車	5.277m ³	

※ 整理券発行枚数は、原則として搬入対象ほぐし土量を使用車種別に積載土量（ほぐし）で除し、少数以下を切り上げた整数枚とする。ただし、現場から発生する土砂の単位体積重量が、1.8t/m³と著しく異なることにより、これによりがたい場合は監督員と協議することとする。

3. 地質分析試験項目

- 《平成29年から》溶出試験28項目（クロロエチレン、1,4-ジオキサンを追加）
- 試料採取：第1種特定有害物質以外は5地点混合 チェック付ビニール袋5試料
- 第1種特定有害物質は1地点採取 遮光性ガラス瓶1試料
- 試験頻度 4,000m³/1回

4. 受注者は、自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に別紙「様式1」により確認届を提出すること。

5. 受注者は、別添「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用促進計画書及び、再生資源利用促進実施書を提出すること。（地山土量1,000m³以上の場合）

~~6. 受注者は、建設発生土の搬出先への情報提供として、受入地が存する市町村に対し別紙「建設発生土搬出のお知らせ（様式2）」を提出すること。~~

~~（建設発生土発生現場と異なる市町村へ地山主量100m³以上を搬入する場合）~~

~~7. 取得先と提出先については、以下を参照すること。~~

◆取得先と提出先

◇【確認届】、【建設発生土搬出のお知らせ】

~~様式は、横須賀土木事務所のホームページより取得が出来ます。~~

~~神奈川県→組織でさがす→横須賀土木事務所→横須賀土木事務所業務のご案内→~~

~~様式のダウンロード等→公共建設発生土処分に関する様式~~

~~<http://www.pref.kanagawa.jp/ent/p450182.html>~~

◆提出先

◇【確認届】

~~発注機関の工事担当者へ提出~~

◇【建設発生土搬出のお知らせ】

~~建設発生土発生現場と異なる市町村へ地山主量100m³以上を搬入する場合に提出する~~

- ~~● 受入地：横須賀市内~~
- ~~● 窓口：横須賀市土木部土木総務課 e-mail：pwg-pw@city.yokosuka.kanagawa.jp~~
- ~~● 住所・連絡先：横須賀市小川町11番地 046-822-4000(代表)~~
- ~~● 提出方法：直接持参、郵送、またはメールにて提出~~

建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、三浦市上下水道部給水課が発注する工事に適用する。

I. 総則

1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 建設工事 | 土木建築に関する工事をいう。 |
| (2) 建設副産物 | 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。 |
| (3) 建設廃棄物 | 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。 |
| (4) 建設資材 | 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。 |
| (5) 建設資材廃棄物 | 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。 |
| (6) 建築物等 | 建築物その他の工作物をいう。 |
| (7) 解体工事 | 建築物にあつては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあつては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。 |
| (8) 新築工事等 | 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。 |
| (9) 分別解体等 | ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。 |
| (10) 再資源化 | 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む）に該当するもので次に掲げる行為をいう。
ア 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。 |
| (11) 対象建設工事 | 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。 |
| (12) 建設発生木材等 | 建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。 |
| (13) 建設リサイクル資材 | 「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。 |
| (14) 再生資源利用促進計画(実施)書 | 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用促進計画（実施状況）をいう。 |
| (15) 再生資源利用促進計画(実施)書 | 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用計画（実施状況）をいう。 |

II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上の場合には、次の事項を行うこと。
 - ア 次項Ⅲに基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録すること。
 - イ 建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。
 - ウ 上記イで作成した内容に変更が生じたときは、速やかに「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を変更し、その変更内容を監督員に速やかに報告する。
 - エ 「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」は、公衆の見えやすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
- (3) 体積が500m³以上ある建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合には、資源有効利用促進法に規定する「確認結果表」を作成し、上記イ、ウ及びエと同様に行うこと。
- (4) 対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (5) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

《下請契約》

- (6) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (7) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (8) 対象建設工事にあつては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (9) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (10) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。
ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

《事前調査等》

- (11) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (12) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

《再生品の利用》

- (13) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。
 - ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂（RC-10）の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書を入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。

なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、建設リサイクル資材利用（変更）計画書を監督員に提出し承諾を受けること。

また、工事が完了したときは、上記要領に基づき、当該工事に使用した再生砕石等の使用量を建設リサイクル資材利用報告書に再生骨材購入指定工場の納入証明を受け、監督員に提出すること。

イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における環境配慮型公共工事の推進に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。

ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード（ストランドボード）等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともにアスベスト、ＣＣＡ処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、ＰＣＢ等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

《発生抑制》

- (1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にし、積極的な提案を行うこと。
 - ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用
 - イ 耐久性の高い建築物等の建築等
 - ウ 使用済コンクリート型枠の再使用
 - エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破砕による路盤材等への再生利用
 - オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

《分別解体等》

- (2) 建設業者にあつては主任技術者（監理技術者）、解体工事業登録業者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。
- (3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。
 - ア 建設廃棄物と建設発生土
 - イ 一般廃棄物（飲料の空缶や弁当がら、刈草等）と産業廃棄物（伐木材・伐根材等）
 - ウ 特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物等）と再資源化できる産業廃棄物
 - エ 安定型産業廃棄物（がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等）と管理型産業廃棄物（燃え殻、木くず、廃石膏ボード等）
- (4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

《再資源化等》

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬入するとともに、再生資源の活用に努めること。（再生資源利用促進計画書については、Ⅲ.を参照）
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬入すること。

その際には、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、搬出先その他のコンクリート塊等の再資源化に関する内容（再生資源利用促進計画書）を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることに。
- (7) 建設発生木材等は、原則として県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬入すること。

その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、搬入先その他の建設発生木材等の再資源化に関する内容（再生資源利用促進計画書）を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることに。
- (8) 体積が 500m³ 以上ある土砂を搬入した場合には、速やかに資源有効利用促進法に規定する「受領書」を搬入元の元請業者等に交付すること。
- (9) その他の建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物）についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

《適正処理》

- (10) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (11) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
 - ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
 - イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。
 - ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

3 施工の完了後に行う事項

- (1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合した上で実施状況を記録し、建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督に提出するとともに、その内容を報告する。
- (2) 再生資源利用促進計画(実施)書、再生資源利用計画(実施)書及び結果確認票は、5年間保すること。
- (3) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
- (4) 次項Ⅲ.に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、上記(3)の建設リサイクル法に基づく再資源化等報告書は監督員に提出されたものとみなす。
- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生したコンクリート塊等の指定工場への搬入を完了したときは、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書に指定工場の証明を受けて監督員に報告すること。
- (6) 建設発生木材等については、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生した建設発生木材等の指定施設への搬入を完了したときは、速やかに建設発生木材等搬入完了報告書に指定施設の証明を受けて監督員に報告すること。

上記(1)から(6)の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出等すること。

(参 考)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（令和7年6月1日改正）（建設リサイクル法）
- 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成13年1月17日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成14年5月28日 神奈川県告示第366号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）（令和5年4月1日改正）（ラージリサイクル法）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（令和7年6月1日改正）（廃棄物処理法）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（令和3年9月1日改正）（グリーン購入法）
- 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正）

Ⅲ. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 1 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上(税込)の工事（小規模工事等は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	
	砕石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック(廃塩化ビニル管・継手を除く)	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト(飛散性)	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土(建設汚泥を除く)	

2 建設副産物実態調査のコブリス・プラスの作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ
<http://fkplus.jacic.or.jp/>
から建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)にログインする。
システムの操作方法については、「トップページ」内の「コブリス・プラスでできること(動画)」、「コブリス・プラスの使い方」ページ内の「民間企業の方へ」「■工事の受注者の方へ」(1)及び、「■受注者向け(動画)」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。データ入力の際、データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (3) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロードから、当該様式(計画)を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書(最終データに修正)に書き換える。データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (5) 「再生資源利用促進計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式(実施)を印刷し、監督員に提出する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「データ登録済み確認書」を印刷し、修正を要するエラーが出ていないことを確認の上、監督員に提出する。

3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の搬出がある場合は、「公共建設発生土処理に係る特記仕様書」を参照すること。
- (2) チェック結果及び「データ登録済み確認書」のチェック結果で確認が必要な事項に下記の項目がある場合は修正する。

11. レンジオーバー

(発生箇所：工事概要)

請負金額の単位が「万円」であることを再確認し、桁間違いをしていないか確認のうえ、修正登録。

20. 現場内不整合

(発生箇所：様式1土砂、様式2建設発生土)

「様式1の土砂(現場内利用量)」＝「様式2の建設発生土(現場内利用量)」となるように修正登録。

(発生箇所：様式1碎石、様式2コンクリート、アスファルト・コンクリート)

「様式1の碎石(現場内利用)」＝「様式2のコンクリート、アスファルト・コンクリート(現場内利用量)」となるように単位換算をした数値で修正登録。

24. リサイクル率対象外

(発生箇所：様式2コンクリート、様式2アスファルト・コンクリート)

原則として、搬出先は県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場(再資源化工場)となるため修正登録。

(発生箇所：様式2建設発生木材A)

原則として、搬出先は県土整備局の指定事業者の指定施設(再生資源化施設)となるため修正登録。

(発生箇所：様式2建設発生土(第一種～第四種、浚渫土))

原則として、搬出先は県指定受入地となるため修正登録。

「工事实績情報システム」の登録に係る特記仕様書

本特記仕様書は三浦市上下水道部が発注する工事請負代金額（消費税を含む）が500万円以上のすべての工事に適用する。

（1）請負者は、工事实績情報システム（CORINS：コリンズ）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき受注・変更・完成時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に内容の承諾を受けたうえ、受注時は契約後、土日・祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更があった時は変更があった日から土日・祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に（財）日本建設情報総合センターに登録申請を行わなければならない。

また、請負者は、登録内容の変更があった場合においても、「工事カルテ」を作成し、監督員の承諾を受けた上、適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

（2）変更時の登録は、工期・配置技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負金額のみの変更の場合は、原則として変更登録を要しないものとする。ただし、工事請負代金が2,500万円以上に変更となる場合には、変更時の登録を行うものとする。

（3）請負者は、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【CORINS登録についての問合せ先】

財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号（アカサセブンスアベニュービル4階）

CORINSセンター TEL：03-3505-0411 FAX：03-3505-2665

継手接合に係る特記仕様書

請負者は、継手接合に当たっては、設計図書、水道工事標準仕様書（日本水道協会）、日本ダクタイル鉄管協会接合要領書、配水用ポリエチレンパイプシステム協会E F接合要領書によるほか、次によらなければならない。

1. 配管技能資格

継手接合に従事する配管工は、管種・管径により下表A～Kのいずれかの有資格条件を満たす技術者とすること。これに該当しない者は接合を行ってはならない。なお、監督職員が下記以外の継手接合技術（他の水道事業管理者が行った同種の講習等）を確認した技術者はこの限りではない。

ダクタイル鋳鉄管 GX・NS形

講習会等の種類	講習会等の主催者	GX形			NS形							
		小口径 φ75～φ250			小口径 φ75～φ250		中口径 φ300～φ450			大口径 φ500～φ1000		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
「配管施工講習会（1日間）」修了者（※1）	三浦市上下水道部	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
「配管技能講習会（1日間）」修了者（※2）		○	—	—	○	—	○	—	—	—	○	—
「配管技能者名簿（一般・耐震）」登録者	日本水道協会	—	○	○	—	○	—	○	○	○	—	○
「配管技能者名簿（大口径管）」登録者		—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
「NS形中口径接合講習会（1日以上）」修了者	日本水道協会 または 管メーカー	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—
「NS形大口径接合講習会（1日以上）」修了者		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
「現場接合指導」修了者（※3）		—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—

※1：平成23年3月開催、GX形管耐震継手の講習会。

※2：平成15年3月開催、NS・SⅡ形管を主体とした耐震継手の講習会。

※3：現場接合指導は接合箇所1口当たり2名以下とする。修了証が発行されない場合は当該現場のみ資格を有するものとして扱う。

配水用ポリエチレン管

講習会等の種類	講習会等の主催者	配水用ポリエチレン管E F接合 資格条件		
		φ50～φ200		
		A	B	C
「配管技能講習会（1日間）」修了者（※1）	三浦市上下水道部	○	—	—
「配管技能講習会（1日以上）」修了者（※2）	配水用ポリエチレン管協会	—	○	—
「配管技能講習会（1日以上）」修了者（※2）	水道用ポリエチレンパイプシステム研究会	—	—	○

※1：平成17年7月開催、PEPの融着接合・分水栓の融着接合・穿孔・メカニカル継手の講習会。

※2：配管技能講習会は水道配水管用のみ認めるものとし、下水道管は認めない。

注意）B、Cに関しては、各団体所属の管メーカー材料のみ資格を有する。

2. 継手接合の確認

- 1) 請負者は、上記で示す配管技能資格者の現場配置計画が確認できるよう、施工計画書の提出に伴い、「配管技能資格者名簿」及び「資格証の写し」を監督職員に提出しなければならない。
- 2) 施工計画書のとおり配管技能資格者が配置されていることを確認するため、請負者は継手検測写真撮影時の黒板に配管者の名前を記載しなければならない。
- 3) 請負者は、継手の接合において、各継手に応じ、継手接合状況を確認するための「継手チェックシート」を作成し、速やかに監督職員に提出すること。なお、上記2)同様に継手チェックシートにも配管者の名前を記載すること。

接 続 工 事 に 係 る 特 記 仕 様 書

請負者は、既設管との接続工事に当たっては、次によらなければならない。

1. 監督職員に接続工事の施工日、予備日、施工時間等を確認しておくこと。ただし、接続工事施工日時は、発注者の都合により変更することがある。
2. 接続工事の事前調査、準備、施工は、接続工事の重要性を理解し、配管技術を有する者を専任させ、作業等に当らせること。
3. 接続工事箇所は試掘調査を行い、接続する既設管の位置（切断箇所）、管種、口径、外径等の確認を行うこと。
4. 接続工事に際し、管栓又は閉塞板を取外し撤去する場合は、次によること。
 - ア 閉塞板の孔開け作業及び取外し撤去作業については、作業手順を監督職員と協議すること。
 - イ 管栓及び閉塞板の取外し撤去については、水圧や圧縮空気、酸素欠乏空気及び有機溶剤蒸発空気等の安全確認のための事前調査を行うこと。
 - ウ 管栓及び閉塞板の取外し撤去作業については、次の事項を確認すること。
 - 1) 充水又は管内空気の測定により作業の安全を確認すること。
 - 2) 管栓及び閉塞板背面の仮防護撤去、防護コンクリートの取壊し及びボルト取外し等の撤去作業の安全を確認すること。
 - 3) 突出事故防止のため管栓及び閉塞板の背面に立ち作業等は行わないこと。
5. 接続工事に際し、仕切弁等水圧がかかっている二次側を切り離す場合、管の抜けや移動を防止するため適切な防護を施すこと。
6. 接続工事箇所は、その周辺を調査し、接続工事当日の機材の配置、交通対策、管内水の排水作業等を確認し、支障のないように処置を講じておくこと。近隣住民に迷惑を及ぼすおそれのある場合は、事前に協力が得られるよう説明しておくこと。
7. 接続工事箇所は、接続工事施工以前に掘削を完了させ、必要により土留工を施し、排水ポンプを稼働させる等の処置を講じておくこと。
8. 道路使用許可条件により、掘り置きを認められない場合は、先行掘削箇所を一時砂埋めし仮復旧するか、監督職員の承諾を得てから覆工等の処置を講じておくこと。

9. 接続工事箇所の地山が軟弱で、事後の異形管防護工等の施工に支障すると判断される場合は、適正な基礎工を先行施工しておくこと。
10. 接続準備の配管については、T形定規、曲管度形、水糸等を用い、接続工事当日の配管内容、既設管の切断箇所、又は穿孔箇所を定め、監督職員の立会い、確認を得ておくこと。

請負者は、**断水を伴う接続工事**に当たっては、次によらなければならない。

1. 既設管を切断して接続する工事において、使用する管切断機は現場状況に応じたものとし、事前に管切断機の据付けを完了させ試運転を行う等の対策を講じ、監督職員の確認を受けておくこと。
2. 既設管の切断開始は、監督職員の指示によること。
3. 配管については、管受台を施すとともに、接合箇所のボルト締め直し等再点検を行って監督職員に報告し、確認を受けること。
4. 異形管防護コンクリート工は、通水作業完了後、監督職員の漏水点検を受けた後、施工すること。ただし、管栓工の場合、又はその他監督職員が先行して施工することを指示した場合は、その指示によること。
5. 防護コンクリートの打込みについては、仮防護工を緩めないようにして施工すること。
6. 断水工事の当日配管は、監督職員と事前協議して最小限にとどめるようにすること。
7. 断水時間は通水作業完了までの時間であるため、断水作業計画を監督職員と十分に調整すること。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

(趣 旨)

第 1 条 この特記仕様書は、神奈川県土木工事共通仕様書等に定めるもののほか、舗装版切断時に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第 2 条 神奈川県三浦市上下水道部が発注する工事で、舗装版の切断作業に適用する。

(処理方法)

第 3 条 舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理すること。

(条 件)

第 4 条 受注者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

2 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

(提出書類等)

第 5 条 受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、受注者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。また、受注者が濁水の収集運搬を委託した場合は、受注者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

(その他)

第 6 条 この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

2 適用歩掛りを参考として別紙に記載する。

「水道工事における安全・訓練等の実施」に係る特記仕様書

1. 安全・訓練等の実施

請負者は本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練について、工事着手後、原則として作業 者全員の参加により、ひと月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全講習会・訓練等を実施しなければならない。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 本工事内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

請負者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3. 安全・訓練等の実施状況の報告

請負者は、安全・訓練等の実施状況の写真及び活動記録簿等を整理し、工事完了後、監督員に報告しなければならない。

4. 安全管理

- ① 土木共通仕様書のほか、次によること。
- ② 請負者は、労働安全衛生法、同法施行令及び同法施工規則を遵守し安全確保に努めなければならない。
- ③ 工事現場には、現場標識・安全標識及び保安柵等を設置し、安全管理を行うこと。
- ④ 工事現場内から、道路の出入口等における交通に与える影響を最小限にとどめ、交通事故の防止に努めること。
- ⑤ 現場作業等への安全意識の向上を図るよう始業前に危険予知活動、ラジオ体操等を実施するとともに、危険予知看板等を設置して、安全教育に努めること。
- ⑥ 安全・訓練等の実施状況を工事報告（工事月報及び実施状況写真）に記録し報告するものとする。
- ⑦ 工事期間中は、安全巡視員（又は安全管理員）を配置し、工事現場における安全に関する巡

視、点検、連絡調整等工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ安全確保に努めなければならない。

- ⑧ 正月休暇等の休業期間中については、監督職員に現場休業届を提出し、現場入口には保安柵等を設置し、一般者の進入を防止し現場内で事故のないように設置を講ずること。
- ⑨ 現場の安全日誌等の安全管理に関する書類について、監督職員より提示を求められた場合には、速やかにその指示に従わなければならない。

排出ガス対策型建設機械の使用について

1. 使用機械について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成12年12月25日建設省経機発第118号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

2. ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ① 工事用資材等の積載超過のないようにすること。
- ② 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- ③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- ④ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- ⑤ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置」(以下、法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑥ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- ⑦ ①から⑥のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書

本工事の実施にあたっては、下記の項目についての現場での環境配慮の取り組みを積極的に推進することを心がけること。

なお、貴社がISO14001を取得している場合は、認証内容を監督員に説明し相互理解に努めること。

1. 地球温暖化防止、工事現場周辺住民への環境配慮に資するため、場内での車両のアイドリングストップ等に努めること。
2. 場内で発生する、一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用し、廃棄すべき物は適切な処理を行うこと。
3. 現場から搬出する建設副産物及び利用する資材については、建設副産物にかかる特記仕様書に従い、「再生資源利用（促進）実施書」にもれなく記載すること。
4. 現場で利用する資機材等は、神奈川県ホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f7309/index.html>)に掲載された「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の利用方針及び設計書を参考にする。

また、下表の認定対象品目のうち、レ印が記入されたものについては、神奈川県ホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f7309/index.html>)に掲載された「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の「率先利用認定資材」欄に○印が記入されたものの中から利用すること。

5. 工事箇所の現場状況を十分考慮し、自然環境の保全に努めること。
6. 施工に際して、建設廃棄物の発生抑制を心がけること。
7. 「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱い要領」等の趣旨に基づいて「再生砕石」、「再生過熱アスファルト混合物」の使用を推進すること。また、建設発生木材、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。

(適用日)

この特記仕様書は、令和7年5月1日から適用する。

県土整備局公共工事グリーン調達基準

(特定調達品目)

資材	建設汚泥から発生した処理土	土工用水砕スラグ	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	地盤改良用製鋼スラグ	高炉スラグ骨材
	フェロニッケルスラグ骨材	銅スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材
	中温化アスファルト混合物	間伐材	高炉セメント
	フライアッシュセメント	エコセメント	透水性コンクリート
	鉄鋼スラグブロック	フライアッシュを用いた吹付	下塗用塗料（重防食）

		けコンクリート	
	低揮発性有機溶剤型の路面表示 水性塗料	高日射反射率塗料	高日射反射率防水
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥 料（下水汚泥コンポスト）	L E D道路照明	断熱サッシ・ドア
	製材	製材	単板積層材
	直交集成材	フローリング	木材・プラスチック再生複合材 製品
	照明制御システム	変圧器	吸収冷温水器
	氷蓄熱式空調機器	ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機	送風機
	ポンプ	自動水栓	自動洗浄装置及びその組み込 み小便器
	大便器	再生材料を使用した型枠	合板型枠
建設 機械	排出ガス対策型建設機械	低騒音型建設機械	
工法	低品質土有効利用工法	建設汚泥再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	路上表層再生工法	路上再生路盤工法	伐採材又は建設発生土を活用 した法面緑化工法
	泥土低減型ソイルセメント柱列 壁工法		
目的物	排水性舗装	透水性舗装	屋上緑化

（認定対象品目）

資材	☐ 再生加熱アスファルト混合物	☐ 再生骨材等	☐ 再生コンクリート二次製品
	☐ 再生舗装用ブロック （平板、インターロッキングブロック）	☐ 再生木質ボード	☐ 排水・通気用再生硬質塩化ビ ニル管
	☐ 再生セラミックタイル	☐ 再生ビニル系床材	☐ 再生人造鉱物繊維断熱材 （グラスウール断熱材・ロックウール 断熱材）
	☐ 再生骨材コンクリート	☐ 再生改良土	☐ 再生バーク堆肥
	☐ 再生集成材・合板	☐ 再生モルタル	☐ 再生流動性埋戻材
	☐ 再生生コンクリート		

週休２日制確保工事に関する特記仕様書（土木工事）

1 週休２日制確保工事について

- ・ 本工事は、「三浦市週休２日制確保工事試行要領（土木工事）」に基づき実施するものとする。
- ・ 本工事は、「現場閉所による週休２日制工事」として実施する。
- ・ 実施要領や提出書類等は、下記のホームページから入手すること。

〈入手先〉

三浦市ホームページ（週休２日制確保工事）

https://www.city.miura.kanagawa.jp/shigoto_sangyo_machizukuri/nyusatsu_keiyaku/index.html

概算数量設計についての特記仕様書

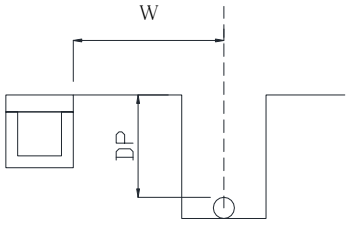
- (1) 本工事は、概算数量設計で積算している。
- (2) 概算数量設計とは、当初設計時に使用する数量の全部または一部を概数で積算している設計書である。
- (3) 概数は、設計図書に添付されている管割図から算出された配水管布設延長や、標準横断図及びCADの機能により算出された数量を使用している。
- (4) 受注者は、契約後に監督職員と現地立会いを行い、起点・終点及び境界鈟等の位置を確認する。また、監督職員の指示に基づき施工範囲を確定し現地調査や測量など現地照査の結果を踏まえ、当初数量を確定する。
- (5) 受注者は、当初数量や現地照査の結果を踏まえて施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (6) 受注者は、作成した施工計画書内の数値を施工管理基準値として施工・出来形管理を行うものとする。
- (7) 現場施工完了後には、当初数量と出来高数量との精査を行い、相違があれば任意の様式により数量計算書及び変更数量を作成し、打合せ簿として提出すること。
- (8) 発注者は、提出された変更数量を精査し、数量が適正だと判断されれば、その数量により設計変更を行う。また、施工条件等に変更が生じた場合も設計変更を行う。
- (9) 受注者側から変更数量が提出されなければ、設計変更は行わない。

本工事における特別事項

施工管理について

(1) 配水管の据付について

日本水道協会発行の水道工事標準仕様書に準じて管理すること。（以下に抜粋したものを記載する）

工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
管の据付	占用位置 W	±30	路線、口径、 管 種 ご と に、施工延 長20mにつ き1箇所	
	土 被 り D P	±30		

(2) 管延長について

管理基準（規格値）は設けないが、布設した配水管の配管図及び管延長を日々提出する施工内容報告書に記載して提出すること。

また、施工内容報告書に記載した管延長を集計し管総延長として取りまとめ竣工図書にも添付すること。

工事設計書について

(1) 本設計書において使用している積算基準書や労務単価、水道材料単価は以下のとおり。

- ・土木工事標準積算基準書（土木工事編）令和7年7月改定
- ・令和7年水道事業実務必携
- ・労務単価：令和7年度公共工事設計労務単価10月改定

（配管工の労務単価は、公共工事設計労務単価に4%を加算した額で計上（10円未満切捨））

- ・水道材料：R7年4月刊行建設物価、積算資料、左記に記載が無いものは水道材料製造会社へ見積り徴収した単価。

(2) 本工事の経費計上については以下のとおり。

工種：開削及び小口径推進工事

場所・区分：一般交通影響あり②

前払い率：35%

契約保証：有り

- (3) 本工事の給水管接続替における配管工・材料費の設計単価については、下記ホームページに掲載。

三浦市ホームページ：ホーム＞くらしの案内＞上下水道＞三浦市水道＞事業者の方へ

<https://www.city.miura.kanagawa.jp/soshiki/kyusuika/miurashisuidou/jigyousha/index.html>

~~—(4) 測量費については諸経費込みの見積金額であり、本工事の諸経費対象外である。—~~

工事について

- (1) 本工事は週休2日制確保工事（土木工事）であり、工期の設定を通常より長く見込んでいるが、竣工図書（竣工図・給水管接続替え半さい図含む）・工事写真などの完成書類一式は竣工検査の1週間前までには必ず監督員へ提出すること。
- (2) 本工事は、試掘工で既存の配水管・給水管の土被り及び占用位置を確認する。試掘工の結果、当初想定外の位置に既存管が確認された場合は、新設配水管の埋設位置を変更して対応するものとする。
- (3) 本工事は、道路管理者との協議によるものであるが、施工中に道路管理者より指示があった場合は、随時変更して対応するものとする。

工事記録写真撮影要領

目 次

工事記録写真撮影要領・・・・・・・・・・P. 1 ～ P. 2

工事記録写真撮影項目・・・・・・・・・・P. 3 ～ P. 6

平成30年4月施行

三浦市上下水道部

工事記録写真撮影要領

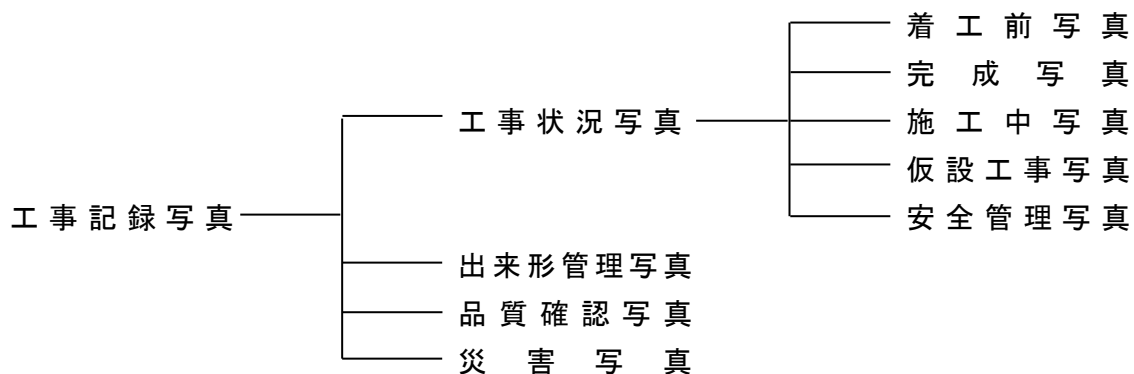
1. 目的

水道管路施設工事は、完成後明視できない部分がほとんどであり、出来形確認資料（竣工図）では証明性が不十分なため、これを証明する写真（工事記録写真）が重要な役割を果たす。

この要領は、そうした工事の監督および検査の適正化を図るため、工事記録写真の撮影および整理について基本的な事項を定めるものである。

2. 工事記録写真の分類

工事記録写真には、次の種類のものが挙げられる。



3. 撮影計画

工事記録写真の撮影は、実施工程に合わせて行い、撮影枚数、時期、方法、場所は別に定めた工事記録写真撮影項目を原則とする。ただし、市監督職員から撮影ポイント表等により指示があった場合はこれに添って撮影する。

4. 撮影方法および注意事項

- (1) 写真撮影については、デジタルカメラ撮影も可とし、電子納品を行う場合は、神奈川県県土整備局の電子納品運用ガイドラインに従い、撮影・整理・提出を行うものとする。
- (2) 工事記録写真には、特段理由がない限り小黒板を同時に写し込むものとする。

小黒板の記入項目は次のとおりとする。

 - ① 工事名称 （設計書記載のとおり）
 - ② 位置 （撮影ポイント）
 - ③ 工種 （設計書記載の工種および被写体の実寸法または数量と略図を記入する。
なお必要に応じ主要な部分を赤色チョークで記入する。）
 - ④ 施工者 （請負業者名）
- (3) 撮影担当者は、被写体の内容を忠実に小黒板に記入し、それが識別できる写真を撮影する。
- (4) 工事は、予定工程に従い常に進捗しており、撮影のために中断することはできない。従って撮影担当者のみならず作業員へも撮影ポイント、時期、方法を周知しておくこと。
- (5) 撮影は、起点から終点方向に向かって行い、同一箇所の撮影は同じ方向から行う。
- (6) 撮影は必要に応じて遠距離と近距離から行う。
- (7) 1枚の写真で撮影できない場合は組写真とする。
- (8) 着工前と完成写真の起点、終点、分岐点は施工範囲外から施工範囲に向け、施工範囲外を多少入れて撮影する。

- (9) 施工中の写真は設計書記載の工法による状況写真を、施工箇所および状況が容易に確認できる様、家屋等を背景に入れ撮影すること。
- (10) 仮設工事写真は工事施工に必要な仮設工事全般の状況写真を撮影する。
- (11) 安全管理写真は防護施設、標示施設、交通処理状況、事故対策施設等の撮影であり、これらの写真は、一旦事故が発生した場合の原因探究、現場の安全管理状況の証明用として必ず撮影しておかなければならない。
- (12) 出来形管理写真は土工事、配管工事、路面本復旧工事における掘削幅や土被り、また路盤厚さの出来形をリボンテープ、スタッフ等を正確にあて、目盛り判読が可能な様に撮影する。
- (13) 品質確認写真は、検査・試験・測定等を行っている全景および規格・基準等と照合または対比して確認できるように近距離から撮影すること。
- (14) 災害写真の災害とは、天災事変その他不可抗力による損害の場合を指し、請負工事施工途上におけるこれらの災害についての費用負担区分の判定に必要な資料として、欠くことのできないものであり、危険箇所ごと小黒板に位置・撮影年月日・時刻その他必要事項を記入し、被災前・被災中・被災後の関連が分かるよう撮影する。

5. 工事写真帳の整理

- (1) 写真はカラー写真のサービス版（縁なし）とする。ネガはベタ焼きをすること。また、デジタルカメラ撮影を行わない印刷による提出を行う場合は、サービス版（縁なし）での提出とし、撮影データを記録媒体に入れ提出すること。
- (2) 写真帳は、A4版写真帳とし、写真帳の厚さによりファイル厚さを調節する。背表紙には施工年度・工事名称・施工業者を記載する。また内表紙には施工年度・工事名称・工期・施工業者名を記載し施工業者名には社印・代表者印を捺印する。
- (3) 内表紙の次に位置図・工事竣工図面・主要箇所の写真を張付けた竣工図〔いずれも施工部分朱塗り〕を添付する。
- (4) 写真は工事記録写真撮影項目順かつ撮影ポイント順に綴り、余白には補足説明、整理番号、また必要に応じて見取り図を記入する。
- (5) ネガは、ベタ焼きと対になるよう整理し、袋に入れ写真帳の巻末に付すること。
デジタルカメラ撮影後、印刷による提出を行った場合は記録媒体を写真帳巻末に付すること。

6. 提出

原則、完成届提出時の1回とするが、市監督職員から要求のあった場合速やかに提出すること。よって、撮影が終了したフィルムは速やかに現像焼付けを行い、合わせて目的に則した撮影が行われたかどうか確認すること。また、デジタルカメラ撮影の場合も、データの整理を都度行うこと。

なお道路管理者提出用として土工事と路面本復旧の写真を整理し、印刷により2部提出すること。

7. その他

- (1) 工事写真が不鮮明な場合や取り忘れた場合は市監督職員の指示によるものとする。
- (2) 本要領に定めのない事項については、協議により定めるものとする。

工事記録写真撮影項目

工事部門	分類	撮影項目（黒板タイトル）	撮影頻度	撮影時または綴る際の注意事項
一般	共通	現場状況 着工前	実施箇所又は20m毎	配水管等の占用位置を現地にマークし、道路構造物との関連も併せて撮影する。
		現場状況 完成	〃	施工前と同一ポイント、同一方向から撮影し、写真整理は対比する様に綴る。
安全管理	共通	各種標識類の設置状況	実施箇所又は50m毎	
		各種保安施設の設置状況	〃	昼間と夜間工事がある場合は各々
		保安要員等交通処理状況	〃	〃
仮設工事等	共通	仮設電気供給設備設置状況	実施箇所毎	設置前、実施状況、撤去を撮影（設置箇所が確認出来る様、家屋等を背景に入れて撮影）
		仮設道路設置状況	〃	〃
		仮設駐車場設置状況	〃	〃
		掘削機械等保管状況	〃	〃
		現場事務所等設置状況	〃	〃
		材料保管状況	〃	〃
		仮設トイレ設置状況	〃	〃
	配管工事	試験堀	実施箇所毎	マーキング後、埋設物の土被りや道路構造物等からの離れが分かる様に撮影。
		仮設管取り出し	〃	状況を分かりやすく撮影。
		仮設配管工 [埋設部の既設舗装取壊し]	実施箇所又は20m毎	状況
		〃 [埋設部の床堀工「人力」]	〃	〃
		〃 [配管終了後の養生状況]	〃	〃
		〃 [水質検査：残留塩素、Ph]	実施箇所毎	検査状況 [市監督職員立会]
		土留矢板工	実施箇所又は20m毎	状況
配水管布設（替）工事	土工事関係	舗装版切断状況	実施箇所又は20m毎	舗装版切断機にて施工中のものを撮影
		舗装版取壊し状況	〃	掘削機械等の取壊しの状況
		舗装版積込状況	〃	積込・運搬・処分場での処分状況
		舗装版厚さ検測	〃	既設舗装版厚さ検測
		構造物取壊し状況	〃	コンクリートブレーカ等の取壊し状況
		岩盤床堀状況	〃	〃
		床堀状況	〃	掘削機械等の床堀状況
		土砂積込状況	〃	運搬状況・処分場での処分状況
		残土仮置場の状況	実施箇所毎	仮置きした場合
		小車運搬状況	〃	
		床付けおよび掘削幅検測	実施箇所又は20m毎	床付け・掘削幅をスタッフおよびリボンテープにて
		土被り・離れ検測	〃	道路構造物等からの離れも指示
		サンドクッション工	〃	管上端30cmまでに一回転圧状況及び仕上り検測を撮影
		再生砕石改良土埋戻し工	〃	最大締固め厚：20cmとし中間転圧から仕上り高さまで順次撮影
		埋設シート敷設状況	〃	GLからの設置位置撮影（深さは図面にて確認）
		路面仮復旧	〃	合材転圧状況、または完了後の状況

※ 転圧状況は必ず撮影すること！！

工事 部門	分 類	撮影項目（黒板タイトル）	撮影頻度	撮影時または綴る際の注意事項
配 水 管 布 設 （替） 工 事	配	接続工	実施箇所毎	撮影はポリスチレンスリーブ（ナイロンスリーブ）施工の前後で行う。 写真帳への整理は、配管又は設置状況写真を起点から終点に向けて順次綴る。
		分岐工	〃	
		○部	〃	
		異形管	取付け箇所毎	
		仕切弁設置（本体設置状況）	実施箇所毎	
		泥吐弁設置（本体設置状況）	〃	
		空気弁設置（本体設置状況）	〃	
		消火栓設置（本体設置状況）	〃	
		その他の埋設物との離隔	〃	
		サヤ管設置状況	〃	
	管	防護コンクリート（型枠）	実施箇所又は 1/3 箇所	形状寸法〔コンクリート打設前〕
		防護コンクリート（打設）	〃	打設後の状況〔埋戻し前〕
		管の吊込状況	実施箇所又は 4 0 m 毎	機械又は人力
		切管加工（切断）	管種毎 3 箇所	切断機による切断状況
		切管加工（長さ検測）	全数	管種・口径・寸法・甲乙 記入
		切管加工（切断口処理）	管種毎 3 箇所	塗装・防食材料取付状況
		切管加工（溝切加工）	〃	切断機による溝切り切断加工状況
		切管加工（切管用挿ロリング取付け）	〃	取付け状況
		切管加工（挿口内面補修）	〃	破損時エポキシ樹脂モルタル（ジョリシール）施工状況
		切管加工（挿口白線塗装）	全数	施工状況
	工	ライナー挿入	実施箇所毎	〃
		継ぎ輪内挿口間隔寸法	〃	〃
		継手検測	全継手数	〃
		PEP 融着工程一式	各行程管種毎 3 箇所	〃
		仕切（泥吐）弁管設置（基礎材転圧状況）	実施箇所毎	基礎材の厚さ：15 cm
		仕切（泥吐）弁管設置（管設置高さ検測）	〃	座台設置後の全体高さ
		空気弁（消火栓）管設置（基礎材・セメント混合）	〃	
		空気弁（消火栓）管設置（混合材転圧状況）	〃	混合材の厚さ：20cm
		空気弁（消火栓）管設	〃	平板設置後の全体高さ
		（鑄鉄管等）水圧テスト 0.74Mpa×30 分	〃	テスト実施状況（市監督職員立会）
	事	（PEP）水圧テスト 0.75Mpa×5 分 0.5Mpa×1 時間	〃	テスト実施状況（市監督職員立会）
		洗管工（挿入・排出各 2 回）	〃	各状況写真〔洗管範囲を黒板に記入〕
		水質測定（残塩・Ph）	〃	測定状況（市監督職員立会）
		既設管撤去状況	実施箇所又は 4 0 m 毎	撤去状況

工事 部門	分 類	撮影項目（黒板タイトル）	撮影頻度	撮影時または綴る際の注意事項
給 水 管 接 続 替 工 事	土 工 事 （掘削）	舗装版切断状況	実施箇所又は本数6本につき1箇所	舗装版切断機にて施工中のものを撮影
		舗装版取壊し状況	〃	掘削機械等により取壊し状況
		舗装版積込状況	〃	掘削機械等により積込状況
		構造物取壊し状況	〃	コンクリートブレーカ等の取壊し状況
		岩盤床掘工	〃	〃
		床掘状況	〃	掘削機械等及び人力の床掘状況
		小車運搬状況	〃	
		床付けおよび掘削幅検測	〃	床付け・掘削幅をスタッフおよびリボンテープにて
	配 管 工 事	PEP融着サドル工程一式	実施箇所又は本数6本につき1箇所	スクレープ・清掃・融着等
		サドル付分水栓（水压テスト）	〃	1.72Mpa×2分
		サドル付分水栓（穿孔中）	〃	作業状況
		サドル付分水栓（メタルスリーブ挿入）	〃	〃
		給水管水压テスト	〃	1.72Mpa×5分
		サヤ管設置状況	実施箇所毎	サヤ管施工の場合のみ
		管布設状況	〃	黒板に分水栓からの寸法・材料名、および土被り
	土 工 事 （埋戻し）	他埋設物との離隔	埋設物毎	状況および検測
		止水栓 or 青銅弁筐設置状況	各筐毎、宅地内・公道内、各1箇所	レンガ or 座台、嵩上用VP等を入れる
		サンドクッション工	実施箇所又は本数6本につき1箇所	転圧状況および仕上がり高さ
		再生砕石埋戻し	〃	最大締固厚20cmとし、中間転圧から仕上がり高さまで順次撮影
		路面仮復旧	〃	合材転圧状況、または完了後の状況
		宅地内復旧	〃	施工後
路 面 本 復 旧 工 事	舗 装 工 事	舗装版切断状況	実施箇所又は40m毎	舗装版切断機にて施工中のものを撮影
		舗装版取壊し状況	〃	掘削機械等により取壊し状況
		舗装版積込状況	〃	掘削機械等により積込状況
		舗装版厚さ検測	〃	既設舗装版厚さ検測
		路盤材掘削状況	〃	掘削機械等により掘削状況
		小車運搬	〃	状況
		路床幅および高さ検測	〃	バックに路床転圧状況を入れスタッフおよびリボンテープにて
		路盤工（転圧状況および検測）	〃	バックに転圧状況を入れる（最大締固厚さは機械で20cm、人力で10cmとする）
	工 事	転圧最大締固厚さは下層で20cm、上層で15cm以内とする。		
		路盤整正（転圧状況および検測）	実施箇所又は40m毎	バックに転圧状況を入れる
		乳剤散布	〃	プライムコート・タックコート散布状況
		アスファルト敷均し状況	〃	状況
		アスファルト転圧状況	〃	〃
		アスファルト仕上がり検測	〃	検測状況（黒板に設計数値と実測数値を記入）
		コンクリート（路盤紙および型枠）	〃	状況

※ 給水管接続替工事のポイントは一部に集中する事のないように選択する。

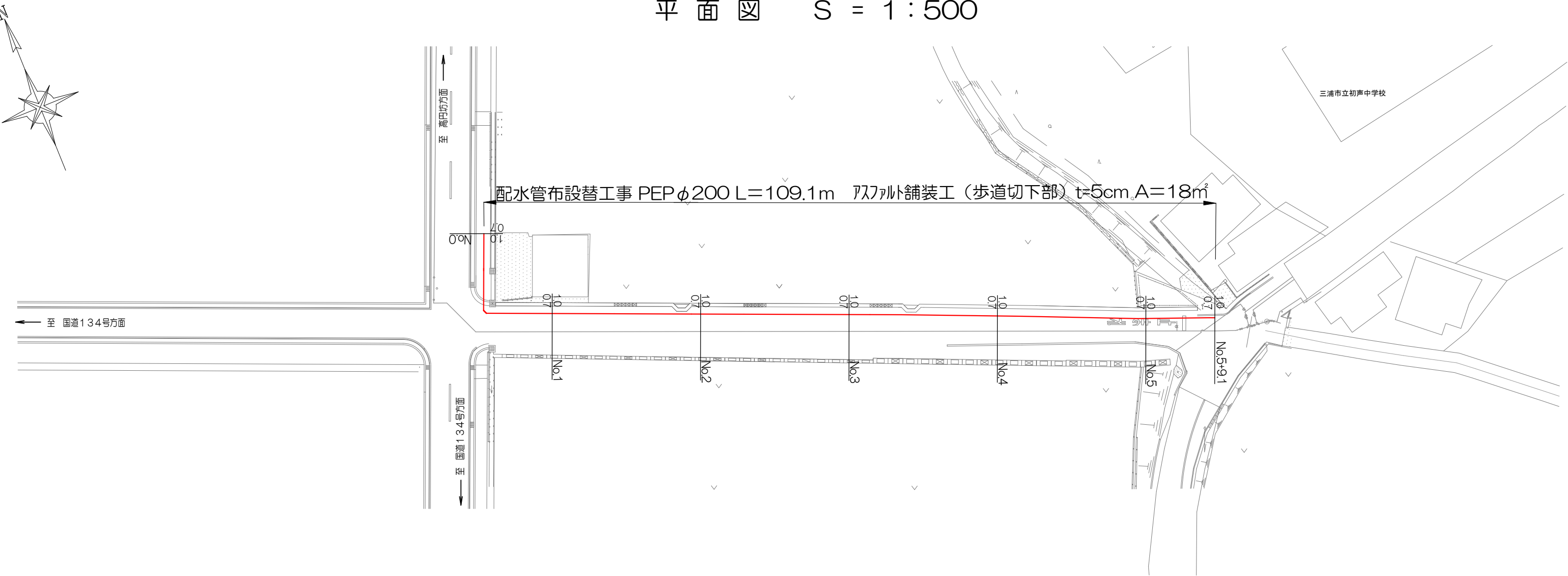
工事 部門	分 類	撮影項目（黒板タイトル）	撮影頻度	撮影時または綴る際の注意事項
路面 本 復 旧 工 事	舗 装 工 事	コンクリート（鉄網据付）	実施箇所又は40m毎	状況（スペーサー使用）
		コンクリート（打設状況）	〃	状況（棒状バイブレータ使用）
		コンクリート（真空処理状況）	〃	状況（真空処理施工の場合のみ）
		コンクリート（表面仕上げ状況）	〃	状況（ブラシ仕上げ、滑止め仕上げ）
		コンクリート（養生期間状況）	〃	養生マット・安全帯等
		コンクリート（出来形寸歩）	〃	検測状況（黒板に設計数値と実測数値を記入）
	区 画 線	区画線設置状況（完了）	実施箇所毎	消火栓、停止線（横断線）文字関係
		区画線設置状況（施工中）	実施箇所又は40m毎	センターライン、路側線関係
	付 帯 工 事	構造物取壊し状況	実施箇所又は40m毎	コンクリートブレーカ等の取壊し状況
		床堀状況	〃	人力及び掘削機械等
		床付け及び掘削幅検測	〃	床付け・掘削幅をスタッフ及びリボンテープにて
		碎石（栗石）基礎出来形検測	〃	高さ、幅、長さ等
		コンクリート基礎出来形検測	〃	高さ、幅、長さ等〔型枠取外し後〕
		配筋（鉄筋寸法検測）	〃	鉄筋径、間隔等
		躯体コンクリート打設状況	〃	棒状バイブレータ使用
		躯体コンクリート出来形検測	〃	高さ、幅、長さ等〔型枠取外し後〕
品 質 確 認	検 査	使用材料検査状況	実施時	市監督職員立会
		特殊製品工場検査状況	〃	工場検査写真〔市監督職員立会〕
	路 面 本 復 旧 工 事	路盤締固度の測定	工種毎	砂置換法（復旧面積300m ² 以上の場合）
		アスファルト到着温度	トラック毎	温度計および黒板に温度を記入
		アスファルト敷均し温度	〃	〃
		アスファルト転圧温度	〃	〃
		アスファルト密度試験（コア採取）	実施箇所毎	復旧面積300m ² 以上の場合3箇所以上
		コンクリート（強度試験）	実施箇所毎	1日の打設量が50m ³ 以上又は市監督職員が必要と認めた場合
		コンクリート（スランプ試験）	1日1回	
		コンクリート（空気量試験）	〃	
		コンクリート（塩化物量）	〃	鉄筋コンクリートの場合のみ
		プルフローリング	路盤工 路床時	段階確認行為
そ の 他		支障物件	支障箇所毎	支障物件の位置、寸法及び処理状況
		他企業等の立会を要する物	立会箇所毎	立会状況
		災害及び事故	その都度	工事中災害又は事故が発生した場合の現状及び復旧状況（インスタント写真可）
		補償関係	〃	被災又は損害状況・復旧状況
		着工前危険箇所状況	〃	空洞ブロックのひび割れ等

※ 撮影頻度欄の実施箇所とは点的施工、〇〇m毎とは連続施工の場合とする。

※ 撮影頻度(測定基準)は上記要領に限らず市監督員の指示により変更されることもある。

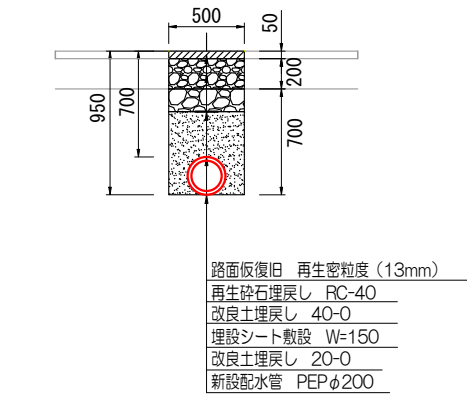
位置図



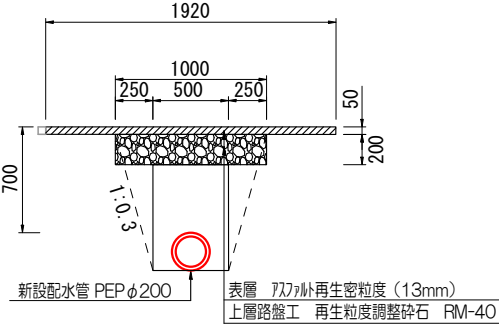


標準横断面図 S = 1:50

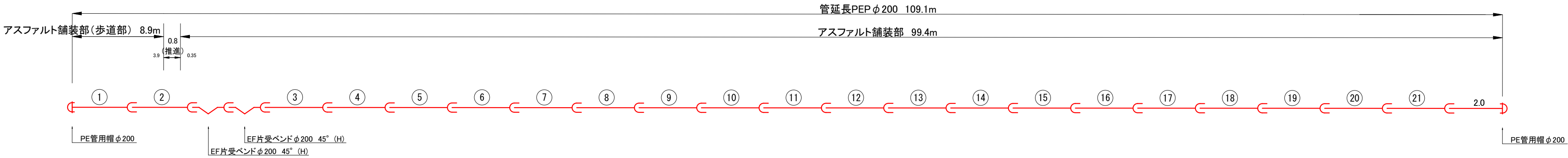
アスファルト舗装部（車道・歩道切下部）
（仮復旧）



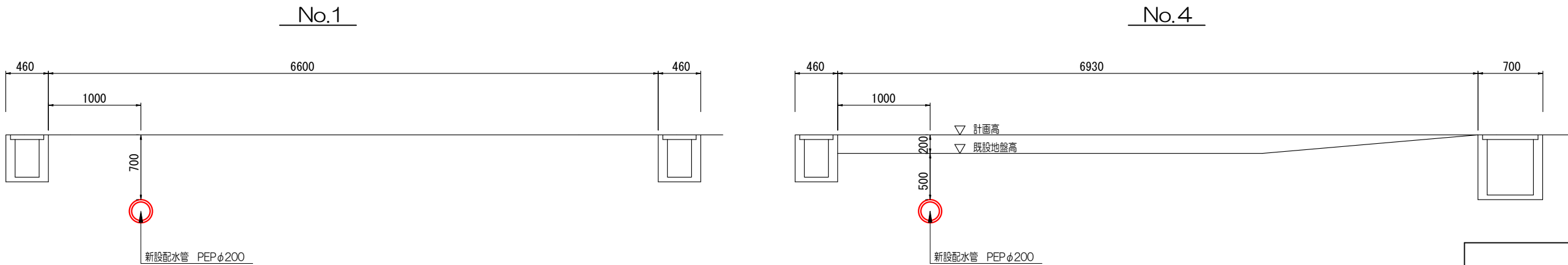
アスファルト舗装部（歩道切下部）
（本復旧）



管割図 S = Free



断面図 S=1:50



路面本復旧工事規模		
工種	数量	単位
アスファルト舗装工(歩道切下部) t=5cm	18	㎡

老朽管更新事業規模							
配水管				配水施設等			
管種	口径	数量	単位	施設名	口径	数量	単位
PEP	φ200mm	109.1	m				

工事仕様書	
項目	仕様
配水管土被り	0.7m
埋戻し材料	再生碎石RC-40、改良土40-0 管上端30cmまで改良土20-0
埋設シート	管上端30cm
浸透防止スリーブ	PEP全管に使用

工事名称	令和7年度 老朽管更新事業 初声町和田地内配水管布設替工事(第2期・B線-4)		
工事箇所	三浦市初声町和田地内		
図面名称	平面図、管割図、断面図、標準横断面図		
図面番号	1 / 1	縮尺	図示
設計	令和7年月	監督者	設計
三浦市上下水道部			